

# 目 次

はじめに	3
第1章 高知城歴史博物館について	4
1 沿革	4
2 高知城歴史博物館の使命	4
3 管理と運営	
(1) 施設概要	5
(2) 運営協議会	8
(3) 組織と職員	9
(4) 利用案内	10
(5) 観覧者数	10
(6) 貸会場	10
第2章 高知城歴史博物館事業	11
1 収集保存	11
(1) 山内家資料	11
(2) 収蔵資料	12
(3) 保存・管理	12
2 調査研究	13
(1) 調査	13
(2) 研究	13
3 公開	13
(1) 閲覧室	13
(2) 資料等貸出・公開	14
4 展示	14
(1) 総合展示	14
(2) 企画展	15
(3) ハンズオン・体験コーナー	20
(4) 展示解説	21
5 教育普及	21
(1) 生涯学習	21
(2) 学校教育との連携	26
6 地域連携	29
(1) 地域活動への協力	29
(2) 地域資料の調査	29
(3) 地域研究	30
(4) 地域歴史文化の紹介	31
(5) 高知市中心商店街との連携・協力	32
(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介	33
(7) 地域連携事業の普及・広報	33
7 広報	33
(1) 広報	33
(2) 宣伝・広告	35
(3) 誘客の取組	36
(4) イベントの開催	36

8	文化施設連携	39
	（1）こうちミュージアムネットワーク	39
	（2）土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定	39
	（3）高知お城下文化施設の会	40
第3章	土佐山内記念財団について	41
1	管理と運営	41
	（1）理事会・評議員会	41
2	財団自主事業	41
	（1）土佐藩主山内家墓所管理事業	41
	（2）山内基金	42
	（3）地域の課題解決支援事業	42
3	地域歴史文化施設支援等事業委託業務	42
	（1）市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力	42
	（2）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供	42
	（3）資料情報の共有化と公開	43
	（4）地域の文化施設活動に関わる人材の育成	43
	（5）こうちミュージアムネットワークの事務局担当	43
資料1	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	44
資料2	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	49

## はじめに

令和元年（2019）11月、長く高知県の文化財保護審議会委員長を務めた前田和男氏が亡くなった。

昭和8年（1933）、高知市に生まれ、高知県立高知追手前高等学校から高知大学教育学部に進学、卒業後は県立高校の教員として定年まで奉職、授業では、日本史のほとんどを土佐史にあてるなど、独自の教育で知られた。また、30代半ばで高知県史古代編の執筆者になるなど、土佐古代史の研究者でもあった。晩年、「このごろは調査調査で、研究から遠ざかっちゃう」と言いながらも、若い頃からの研究成果を『私のメモ帳』1巻～11巻（1994～2019）にまとめるなど、紛れもなく戦後土佐史研究を代表する研究者であった。『土佐古代史の研究』（1975）の著書もある。

一方、『海南史学』51号（2013）の特集「高知海南史学会設立前後のことども－前田和男氏に聞く－」には、当時（1962年）のことを振り返る「当時は教師は皆ガリを切りよったきねえ」、「原紙を買うてくる時は箱で買うてきよった」、「ガリ版らあも随分つぶいたねえ」、「僕の場合はほら、ガリ切って本を作りよったから」、「印刷が好きじゃったかもしれん」などの発言がある。学校現場でのガリ切りは当然ながら、前田氏の場合は、歴史を専攻した若き教師集団の一人として、歴史研究の土台となる史料集の発刊に取り組んでいた。夜中に家でガリを切り、刑務所の輪転機を借りて、様々な史料を印刷したと聞いたことがある。『土佐国古代編年史料』が発刊されたのが1960年、前田氏27歳の時であった。

その後、各地の自治体史や赴任した学校所蔵史料の目録化や翻刻など、地道ながらも着実な史料集編纂が続く。それは枚挙に遑がないが、いずれもが徹底した悉皆調査によるもので、信頼度は高い。学校を退職してからの活動は凄まじく、『土佐国分寺の仏像』、『定福寺の歴史と文化財』、『豊楽寺と仏堂』、『中村市の仏像』、『竹林寺の仏像』、『資料・土佐の鰐口』、『資料・土佐の懸仏』など、徹底した仏像調査の成果が集中する。その一方で、土佐国の古代・中世に関する資料を渉猟し、編年で整理、該当部分を活字化するという作業を続け、『土佐国編年史料控』（3巻＋補遺）を発刊したことは、驚異の業績である。土佐の古代・中世に関する記事が収載される史料を、近世以降の史料集も含め逐一確認するという作業を、全く一人で完成させ、そのために自宅とは別に書庫兼書齋を設けたという。私が前田氏を密かに尊敬していたのは、史料調査とその公開に一生を懸けて取り組んだその姿勢に対してである。土佐史の研究は、かかる地道な作業蓄積なくしてはあり得ないのである。

今、我々の前には、費用対効果という言葉のもと、収益に直結しないと判断されれば、即座に淘汰される社会が出現している。それは文化の分野にまで浸透しつつある。あるだけで意味をもつものもあるのであり、それを数字で把握できないというだけで切り捨ててしまっただけでは、取り返しがつかないことになる。文化もその一つだと思う。今だからこそ、我々文化施設の職員は、確実な調査・研究に基づき、根を張った活動を地道に蓄積していくことが肝要であり、そのためにも、それが許される環境の実現にむけた社会的発言も必要だと感じるのである。

令和2年（2020）10月

館長 渡部 淳

# 第1章 高知城歴史博物館について

## 1 沿革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成7年4月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成7年4月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県 7千万円 高知市 3千万円 役員 理事 7名 監事 2名 評議員 10名 財団職員 4名
平成7年4月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成3年発刊）分 寄託開始：平成7年5月1日
平成7年5月1日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成7年5月1日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成8年4月1日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成9年4月1日	山田一郎が館長に就任
平成13年4月1日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年7月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年4月1日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年4月1日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年4月2日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年1月26日	展示室改修のため、休館（平成22年9月30日まで）
平成22年4月23日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催
平成24年4月1日	公益財団法人へ移行
平成27年3月31日	高知県立高知城歴史博物館への資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了

平成28年3月31日	高知県立高知城歴史博物館が竣工する
平成28年5月9日	収蔵庫収蔵棚設置工事、および展示工事（展示ケース、展示造作等）がはじまる
平成28年10月3日	旧土佐山内家宝物資料館から高宝物知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約6万7千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年、12月2日まで）
平成29年3月3日	高知県立高知城歴史博物館が開館する
令和元年6月28日	橋井昭六に代わり田村壮児が理事長に就任

## 2 高知城歴史博物館の使命

### 1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

### 2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることを期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

### 3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

### 4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与  
学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

### 3 管理と運営

#### (1) 施設概要

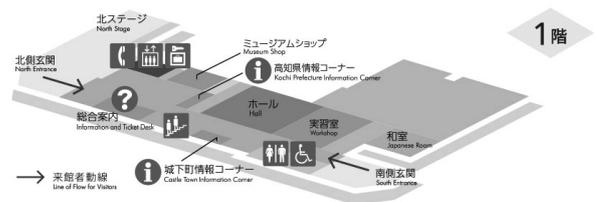
館名	高知県立高知城歴史博物館
設置者	高知県
指定管理者	(公財)土佐山内記念財団
開館	平成29年3月3日
所在地	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5 Tel : 088-871-1600 Fax : 088-871-1619
主体構造	鉄筋コンクリート造 + 鉄筋コンクリート造 + PCaPC 造 + 一部鉄骨造 (中間免震層)
階数	地上3階 (建物高 20.3 m)
設計	日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体 日本設計担当/建築: 松尾和生、鈴木智香子 構造: 清水謙一 設備: 生島宏之、中西剛行
展示	丹青社・高知広告センター資料館実施設計 (展示) 委託業務共同企業体 担当/入江泰照、西山健一、奈良渉太郎、川畑祐一郎
施工	建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 担当/小曾昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東・四設特定建設工事共同企業体 担当/竹村公児、福井康二 空調設備工事 富士古河 E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体 担当/西濱進介、西川良浩 衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社 担当/森文男 荷物用・乗用 EV 設備工事 日本エレベーター製造株式会社 展示工事 株式会社丹青社
敷地面積	3983.34㎡
建築面積	2548.81㎡
延床面積	6220.56㎡ (ピロティ等含む)
容積対象	5689.99㎡
延床面積	1階 1641.96㎡ 2階 2159.04㎡ (収蔵庫 999.47㎡) 3階 1888.99㎡ (展示室 777.56㎡)
設計期間	建築主体 平成23年3月~平成24年8月 展示 平成24年2月~平成25年3月
施工期間	建築主体 平成26年7月~平成28年4月 展示 平成28年2月~平成29年1月

#### 外観



#### 1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



#### 総合案内

展示室 (3階) の観覧券販売所。館内利用案内



## 高知県情報コーナー

高知の文化・観光情報を提供



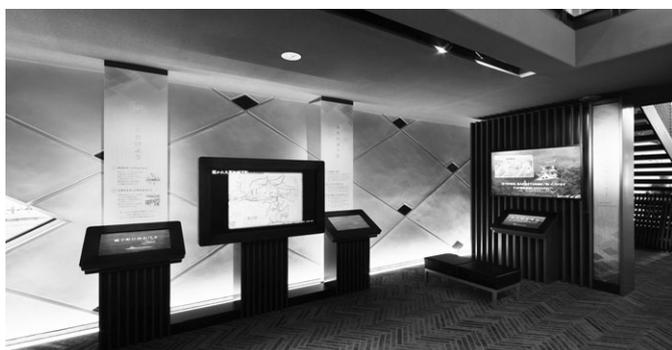
## 和室

お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



## 城下町情報コーナー

城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介



## ミュージアムショップ

オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している



## ホール

各種講座やイベントを開催



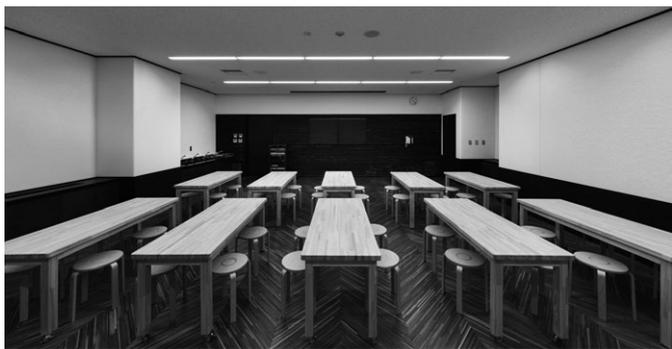
## 北ステージ

土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



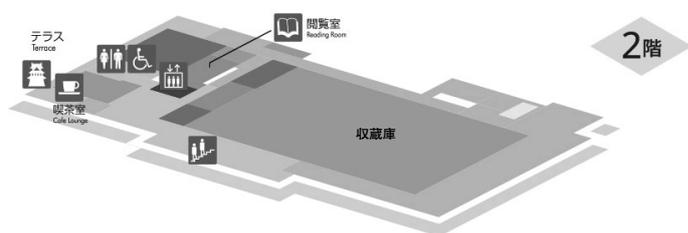
## 実習室

工作教室や料理教室などを行う



## 2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収集資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫



## 収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



## 高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



## 閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



## 体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる



## 喫茶室

高知城を眺めながら土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供



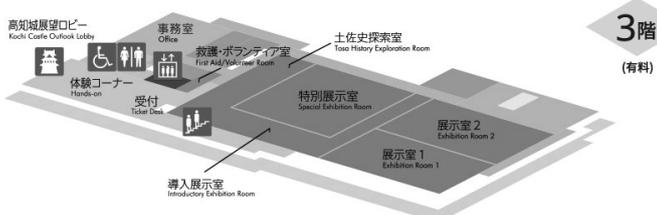
## 導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への入口



## 3階

展示室および体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



## 総合展示室 I ～土佐藩の歴史～

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



## 総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示



## (2) 運営協議会

運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

●運営委員 5名（令和2年3月31日現在）

大野 定男	高知大学名誉教授・書家
小松 康夫	元横山隆一記念まんが館長
坂本 千代	税理士
高橋由美子	茶道裏千家教授
森本 忠彦	高知県展理事長・元土佐山村教育長

## 〈運営協議会〉

今年度開催せず

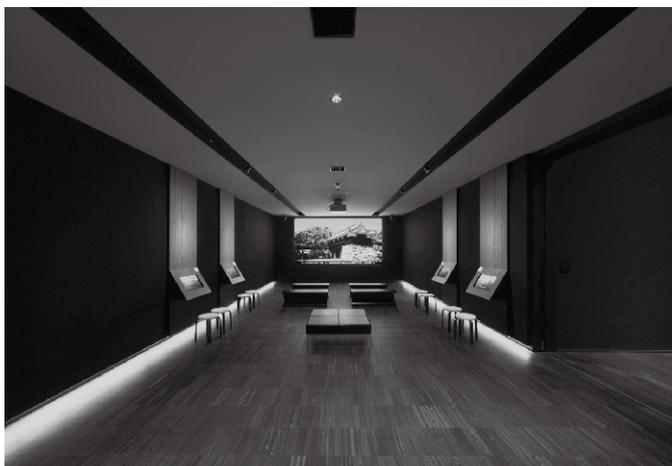
## 特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する

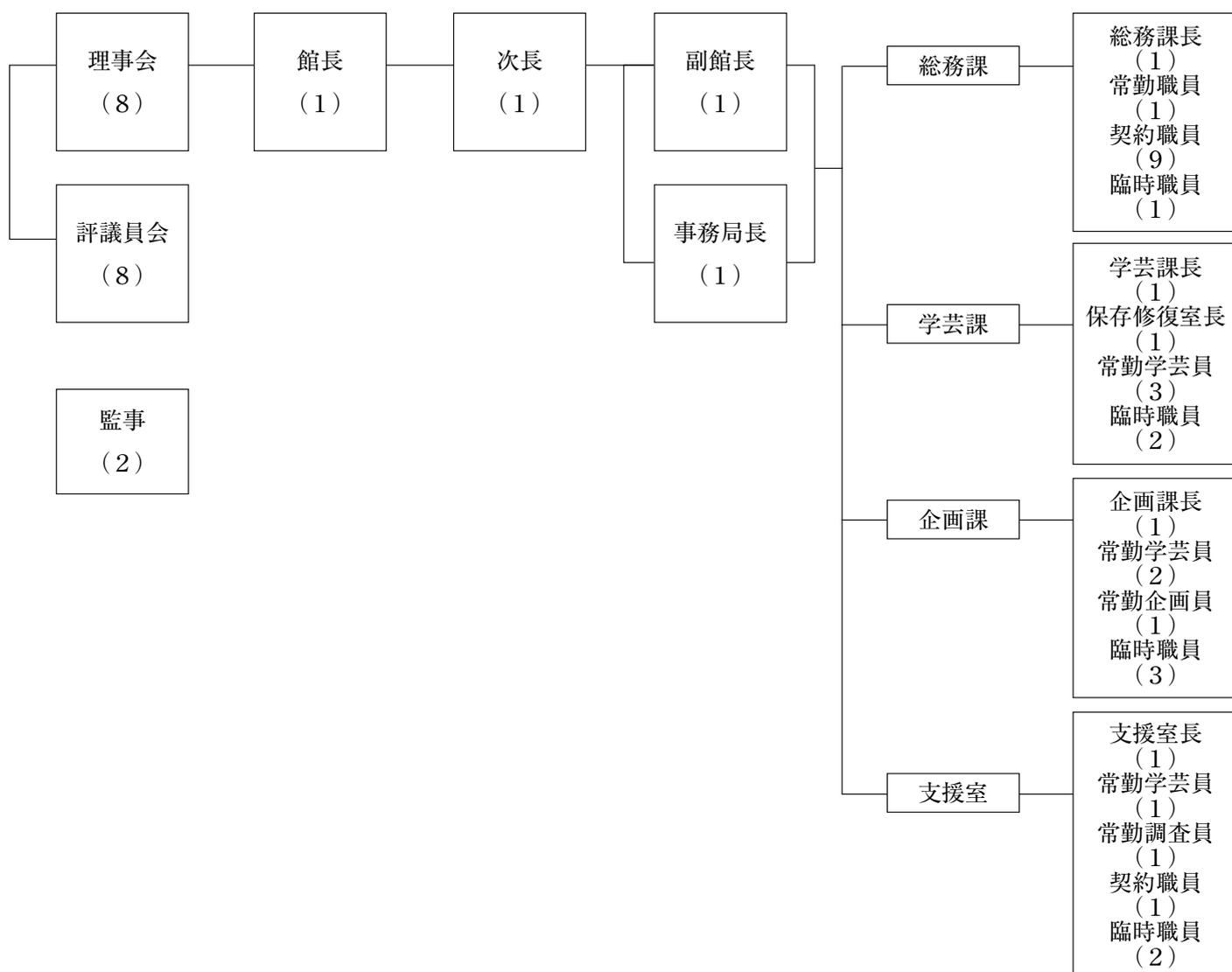


## 土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



### (3) 組織と職員



館長兼支援室長	渡部 淳	
次長	土居 靖幸	
副館長兼企画課長	横山 和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤 真喜	
主査	大保 和巳	
契約職員	中城 沙規	R元. 7.10～
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	横山 祐子	～R2.3.31
契約職員	佐竹 萌	
契約職員	東野 真美	
契約職員	島崎 美幸	
契約職員	大山 由希	H31.4.1～R2.2.29
契約職員	小山美奈子	H31.4.1～R2.3.31
契約職員	橋口 美樹	
契約職員	蒲原 士郎	～R2.3.31

学芸課長	藤田 雅子	
資料保存修理室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本 師子	
学芸員	宮本いづみ	育休中
学芸員	高木 翔太	
学芸員	中屋 真理	
学芸員	鈴木あかり	H31.4.1～R2.3.31
企画員	筒井 聡史	
学芸員	片岡 剛	H31.4.1～
調査員	岡本 麻衣	H31.4.1～
契約職員(学芸員)	中本 圭一	H31.4.1～
臨時職員		8名

#### (4) 利用案内

##### ①開館時間

午前9時～午後6時（日曜日は午前8時～午後6時）

※展示室への入室は閉館の30分前まで

##### ②休館日

12月26日～12月31日

##### ③観覧料

###### ●企画展開催期間中

個人……………700円

団体（20名以上）……560円

###### ●その他の期間

個人……………500円

団体（20名以上）……400円

###### ●年間観覧券

2,000円

###### ●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人……………890円

消費税増税のため、令和元年10月1日より900円

その他の期間

個人……………730円

消費税増税のため、令和元年10月1日より740円

###### ●高校生以下の方は無料

###### ●高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

###### ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

#### (5) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	1,474	1,955	2,052	816	687	673	18	7,675	30
5	1,714	2,291	2,885	2,102	649	806	24	10,471	31
6	1,113	1,149	1,305	300	572	534	15	4,988	30
7	912	1,521	1,477	877	539	596	20	5,942	31
8	1,712	1,832	2,194	1,543	462	754	16	8,513	30
9	1,132	1,369	1,840	447	625	817	20	6,250	29
10	1,182	1,324	1,883	1,009	452	3,210	8	9,068	31
11	1,171	1,808	1,817	851	728	709	8	7,092	30
12	499	691	667	381	277	296	9	2,820	25
1	1,094	984	1,216	459	709	588	11	5,061	31
2	927	1,016	1,462	621	873	530	19	5,448	29
3	148	200	313	160	232	124	8	1,185	14
合計	13,078	16,140	19,111	9,566	6,805	9,637	176	74,513	341

※1階、2階の無料フロアを含めた入館者数…165,844人

※3月6日～22日新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館

#### (6) 貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	1,690	196	47
実習室	191	31	14
和室	521	225	27
北ステージ	284	0	2

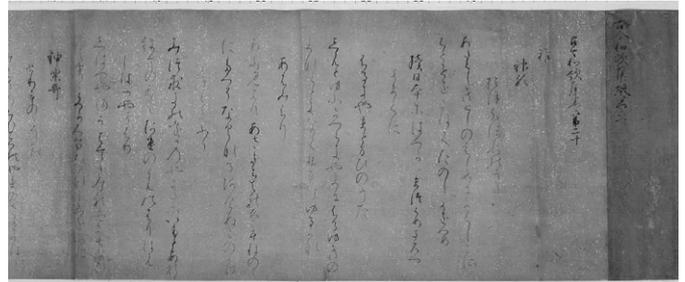
## 第2章 高知城歴史博物館事業

### 1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施等である。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。



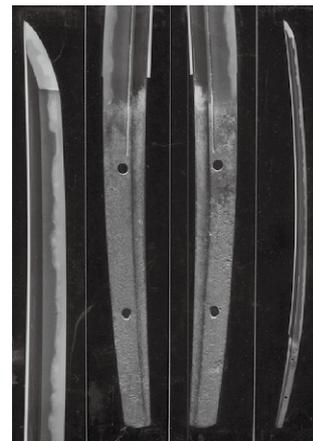
国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」



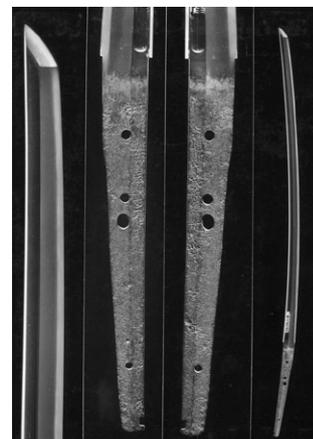
重要文化財「長宗我部地検帳」

#### (1) 山内家資料

区分	資料群名	点数
山内家資料 (歴史資料)	古文書	30,140
	和書漢籍 (山内文庫)	19,958
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料 (美術工芸)	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	
		歴史資料 61,946
		美術工芸 4,883



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光文和四年乙十二月日 (号一国兼光)」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光建武三年丙子十二月日 (号今村兼光)」

## (2) 収集資料 <資料の寄贈・寄託>

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
高橋家資料	令和元年度 (平成24年度寄託から変更)	寄贈	古文書	神文名順帳(天明四年辰ノ十一月十六日改)、年譜書控(寛政十二申年九月二十六日)、門人名書(政二卯年八月文武方差出扣)など。	57
藤田家資料	令和元年度	寄贈	古文書	楊心流覚悟巻、楊心流柔術陰陽巻、小栗流和兵法事目録、小栗流和切紙目録など。	6
山崎家資料	令和元年度	寄贈	古文書	戊辰戦争戦記、陸軍少尉山崎邦夫日記	2
岡本家資料	令和元年度	寄贈	絵画	「鉄拐仙人図」徳弘董斎筆	1
雪隠寺	令和元年度	寄託	古文書	長宗我部元親法要記	1

令和元年度収蔵資料 総数 70,205 点 (件) (内訳: 山内家資料 66,829 点、寄贈・寄託を含む他家資料 3,376 点 (件))

## (3) 保存・管理

### ① 資料の保存環境管理

#### ■ 温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所に温湿度記録計(データロガー)を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

#### ■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

#### ■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を5月に計1回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤(ブンガノン)とIPBC製剤(ライセント)を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、低酸素濃度処理(無酸素パックモルデナイベ)にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

### ② 資料の保存修理

#### ■ 修理設計の作成

収蔵資料の修理を円滑に行うことを目的に、第二期中期・長期計画策定のための修理設計書の作成を行った。令和元年度は、書跡・絵画41件を対象に1件ごとの修理設計書を作成した。

#### ■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利

活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行っている。令和元年度は、第一期中期計画(平成28年度～令和2年度)に基づいて美術工芸品11件を選定し、修理を実施した。

#### <令和元年度修理資料一覧>

	資料名	(管理番号)
1	百人一首・新百人一首	書跡 254・255
2	紅葉狩(一行書付和歌一首)	茶道具 133
3	能面「泥眼」	能・狂言面 109
4	能面「泥眼」	能・狂言面 110
5	能面「泥眼」	能・狂言面 112
6	能面「瘦女」	能・狂言面 114
7	能面「深井」	能・狂言面 124
8	能面「増女」	能・狂言面 131
9	能面「万媚」	能・狂言面 135
10	能面「万媚」	能・狂言面 136
11	能面「孫次郎」	能・狂言面 140

### ③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和元年度は、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料の展示促進を図るため、職員による簡易修理を計19点行った。その他、「歴史資料保存相談窓口」の開設、「歴史資料保存講習会」と「山内家資料保存修理説明会」を開催した。

#### ■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託を

うけることを基本方針としている。

令和元年度は、電話や来館による個人からの保存相談のほか、他機関からあった施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計11件の相談があった。

#### ◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

#### ◆相談日・時間及び相談方法

午前9時～午後5時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

#### ■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。古文書や書籍、美術工芸品を中心に保存と取り扱いに関する基礎知識の解説を実演をまじえて行った。令和元年度は、以下の通り開催した。

	開催日	会場等	参加者数
1回目	1月11日(土)	高知城歴史博物館1階 実習室	32名
2回目	3月30日(土) 中止	池川コミュニティセンター (共催:仁淀川町教育委員会)	-

時 間：1回目 午後2時～3時30分  
2回目 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
講 師：田井東浩平（当館職員）

#### ■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。令和元年度は、これまで修理を実施した有職雛や能面について報告した。なお、当説明会は、企画展「山内家のおひなさま」の関連行事として実施した（P20, 4-（2）参照）。

## 2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

平成31・令和元年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

### ① 調査

#### (1) 収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進め

た。また、移動点検作業や過去の調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。また、6月4日から7日、11月19日から22日の2度にわたり、文化庁歴史資料部門調査官と当館学芸員による美術工芸品の合同調査を実施した。なお、調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

#### (2) 館外資料調査

県内外4箇所で行った。その他、高知大学との合同による土佐神社の御蔵整理作業を行った。

### ② 研究

寛文6年の土佐国における洪水被害に関する論考や、西南戦争における山内家の動向をまとめた論考、染織品の修理成果をまとめた報告、これらを掲載した研究紀要2号を刊行した。

## 3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは新館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

### ① 閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

#### (1) 概要

開室時間：午前9時～午後5時

閉室日：なし（当館休館日による。ただし資料保存環境維持を目的とした臨時休室日あり）

出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧／要事前申請）

館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）

他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）

参考図書類（当日閲覧可）

その他サービス：『山内家史料歴代公紀』網文検索データベースの公開

複写サービス（出納図書・写真帳対象／セルフ式）

## (2) 利用状況

平成31年4月1日～令和元年3月31日

項目		実績
①	利用者数	526名
②	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	149件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	8件
	複写申請	142件
③	リファレンス対応	191件

## ②資料貸出・公開

閲覧室での対応のほか、他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

## (1) 資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「志士の肖像—公文菊僊と龍馬を描いた絵師たち—」	錦絵 藤原信一画「龍馬を演じる市川鶴五郎」、土陽美術第3巻	2
高知県立歴史民俗資料館	開創700年記念企画展「吸江寺」	長宗我部地検帳「長岡郡五臺山嶋」、長宗我部地検帳「長岡郡介良庄」、見性院書状湘南宛、浦戸湾風景絵巻 等	10
公益財団法人根津美術館	特別展「江戸の茶の湯—川上不自誕生三百年—」	一行書「無心雲自閑」川上不自筆、茶杓「銘 大黒」川上不自作	2
高知県立坂本龍馬記念館	特別展「維新十傑—創造・行動・志—」	大政奉還建白書写、郷土年譜巻十四、久坂玄瑞書状（幕末志士遺墨三巻）、勝海舟編「亡友録」	4
高知県立歴史民俗資料館	企画展「遠流の地土佐」	長帳甲1（本多正信他三名書状ほか）、長帳甲26（山内忠義書状ほか）、緋羅紗地大に渦巻文様切付陣羽織、白糸威水牛兜 等	19
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「長宗我部遺臣と土佐の郷土」	郷土年譜巻一～四、一豊公紀十巻 等	9

## (2) 特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。平成31・令和元年度は、19件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	8
県外博物館等	4
研究機関等	3
マスコミ	0
個人研究者	4
合計	19

## (3) 画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	13
テレビ	11
雑誌・新聞	8
書籍	7
広報誌・ホームページ等	4
研究書・報告書・論文等	8
DVD	0
その他	2
合計	53

## 4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなど加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なして資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド（日・英）の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

### <3階展示エリア概要>

**高知城展望ロビー**：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア

**土佐史探索室**：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（7番組）

**導入展示（通史）**：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介

**総合展示室Ⅰ（歴史）**：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室

**総合展示室Ⅱ（テーマ）**：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介

**特別展示室**：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

### (1) 総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。また導入展示エリアでは、年表に合わせて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

### ◆関連企画◆

#### ①刀カード南海太郎の配布

開催期間：令和元年7月12日（金）～9月1日（日）

当館所蔵・寄託の刀をキャラクター化する試みの一環として「南海太郎大太刀」のキャラクターカードを制作し、来場者に配布した。



南海太郎カード

## (2) 企画展

### 【展示会名 江戸時代へ行ってみよう！～高知の城下町展～】

展示期間：令和元年4月6日(土)～6月10日(月)

展示内容：

江戸時代、高知の城下町は、身分や格式あるいは職業などによって、大きく三つのエリアに区分されていた。本展では、城下町の成立とその町割り、そこに暮らす人々の様子や職業、城下を華やかに彩った年中行事や祭礼、そして城下を襲った自然災害など、高知の城下町の様子について、全体的・復元的に紹介した。「探検！発見！」的な話題も随所に入れながら、城下町の魅力を発信した。

主な展示資料

- ・浦戸湾風景絵巻
- ・高知御家中等籠図（安芸市立歴史民俗資料館蔵）
- ・文化時代朝倉町明細図（高知市立市民図書館蔵）
- ・土佐年中行事絵巻（高知県立図書館蔵）
- ・追手筋遺跡出土 漆器椀（高知県立埋蔵文化財センター蔵）



チラシ



展示風景

## ◆関連企画◆

### ①記念講演会「高知の城下町を掘る～近年の発掘調査の成果から～」

日 時：令和元年4月21日(日)

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：69名

講 師：吉成承三氏（高知県立埋蔵文化財センター調査課長）

内 容：

近年、高知城周辺では多くの発掘調査が行われ、数多くの遺物が出土している。それら最新の発掘調査の成果を踏まえ、高知城下町の歴史やその成り立ちについて講演いただいた。

### ②〈一般向け〉城下町（下町）散策会

日 時：令和元年4月28日(日)

## ②展示室音声ガイドラリー「やまびよんまつり」

開催期間：令和元年7月26日(金)～8月19日(月)

参加人数：177名

内 容：

夏休みにあわせ、展示全室にこども向け音声ガイドを用意。ガイド画面に現れるキーワードを集めて合い言葉を探すクイズラリーを作成した。ラリー達成者にはオリジナルの「やまびよんメモ帳」を配布した。



案内掲示

## ③月めぐり謎ときツアー

開催期間：令和元年8月30日(金)～11月4日(月・祝)

参加人数：2,300名

内 容：

展示室内で「謎ときキット」を配布。参加者が月にまつわる展示品からヒントを集め、謎を解く形式。正解者には「やまびよんメモ帳」あるいは「陣羽織ピンバッジ」を配布した。



謎ときキット

午後1時30分～3時30分

場 所：城下のにぎわいを生む下町エリア

参加費：無料

参加人数：24名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

中央公園からはりまや橋、カルポート、新堀川方面へと進み、城下の賑わいの中心となった下町エリアを散策した。

### ③〈親子向け〉城下町（郭中）散策会

日 時：令和元年5月5日（日）

午後1時30分～3時30分

場 所：追手筋～中ノ橋通～帯屋町～大橋通～山内家下屋敷長屋～県庁前

参加費：無料

参加人数：12名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

高知城周辺の郭中エリアを親子で散策し、いつもとは違う江戸時代の風景を思い描きながら、まち歩きを楽しんだ。

### ④学芸員による展示解説

日 時：令和元年4月7日・21日、5月12日・26日、6月9日（いずれも日曜日）

午前10時～（約40分）

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加人数：55名（全5回）

参加費：無料（要観覧券）

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が展示の裏話なども交えながら解説した。

### ⑤先生のための展示解説会

日 時：令和元年6月2日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

テ ー マ：地域の歴史学習と城下町

参加人数：1名

参加費：無料（要観覧券）

内 容：

学校での歴史学習を意識し、教科書で紹介されている城下町の構造・性格と高知城下町のそれとの関係、地域学習の教材としての城下町の可能性などについて、参加者と対話しながら解説した。

### 【展示会名 星を見る人～日本と土佐の近世天文暦学～】

展示期間：令和元年6月28日（金）～9月2日（月）

展示内容：

前近代の日本史上、最も天文暦学が発展した江戸時代の科学史を紹介する企画展。貞享暦を手がけた渋川春海

の高弟である土佐藩の学者、谷泰山の残した研究資料をはじめ、日本と土佐の天文暦学史関係資料約50点を展示した。また会期中、開館1周年を迎えたオーテピア高知図書館・高知みらい科学館と連携した関連行事を開催し、近隣施設との学問的分野の垣根をこえた協力事業を展開した。

主な展示資料

- ・谷泰山書状 渋川春海宛（高知県立大学蔵）
- ・渋川春海・昔尹自筆本「貞享暦」
- ・川谷蘊山作 蒔絵地球儀
- ・長浜市指定文化財 国友一貫斎作 反射望遠鏡（長浜城歴史博物館蔵）
- ・重要文化財 イギリス製反射望遠鏡（大阪歴史博物館蔵）



チラシ



展示風景

### ◆印刷・刊行物◆

#### ①企画展図録

仕様：A4版、100頁

売価：2,000円

#### ②星図カード

仕様：名刺サイズ、13種

売価：無料

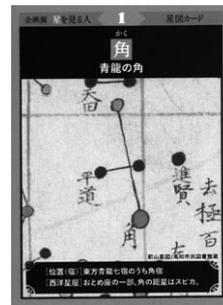
（当館およびオーテピア高知図書館3階・高知みらい科学館ロビーにて配布）



図録

内 容：

高知市民図書館所蔵の川谷蘊山作「蘊山星図」から、対照・観測しやすい恒星を抽出。裏面に科学館学芸員による天体写真と観測ガイドを載せ、前近代の天体観測を追体験できるカードを作成した。



星図カード

## ◆関連企画◆

### ①高知みらい科学館出張展示

日 時：令和元年6月11日(火)～9月1日(日)  
場 所：高知みらい科学館ロビー  
内 容：

国立天文台蔵「寛政暦書」(6月28日～9月1日)および長浜城歴史博物館蔵「国友一貫斎作 反射望遠鏡」(8月8日～9月1日)の複製を展示。企画展・行事等の広報と合わせて、科学・天文ファンへ江戸の天文学に興味関心を持つ機会を提供した。



展示風景

### ②3館連携スタンプラリー「Stargazer 星を追う人スタンプラリー」

日 時：6月29日(土)～9月2日(月)  
場 所：当館1F・3Fロビー、高知みらい科学館ロビー、オーテピア高知図書館3F高知資料コーナー

参加費：無料(当館展示ロビーのみ要観覧券)  
参加人数：1,539名  
内 容：

3館をめぐる星図カードを集めながら、カードに星座スタンプを捺して星図を完成させるスタンプラリー。達成者には記念品としてオリジナルクリアファイルをプレゼントした。

### ③スライドレクチャー

日 時：毎週日曜日  
午前10時30分～10時50分  
場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー  
参加費：無料(要観覧券)  
参加人数：198名(全10回)  
内 容：

展覧会の見どころを企画展担当学芸員が解説した。

### ④記念講演会「近世日本の天文暦学と土佐」

日 時：令和元年7月21日(日)  
午後2時～3時30分  
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール  
参加費：無料  
参加人数：48名  
講 師：嘉数次人氏(大阪市立科学館学芸課長)

内 容：

科学史を専門とする立場から、前近代の天文世界観と近世天文暦学の展開、特に西洋天文学の受容の過程を解説。その上で土佐の天文学者、川谷薊山の著作を読み解き、彼の学問史上の立場と意義について解説した。

### ⑤記念講演会「天文学者と日本学—谷秦山の学問—」

日 時：令和元年7月27日(土)  
午後2時～3時30分  
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール  
参加費：無料  
参加人数：42名  
講 師：志水義夫氏(東海大学文学部教授)  
内 容：

谷秦山およびその師渋川春海の業績について、国文学・思想史研究者の立場から解説。古代以来、前近代の権力者が捉えていた天文・宇宙観や観測・予測の意義を定義し、その上で両名の研究の視座と画期性を明らかにした。

### ⑥夏休み工作教室「からくり貯金箱を作ろう！」

日 時：令和元年7月28日(日)・8月11日(日)  
午前10時～正午  
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール  
参加費：500円  
参加人数：36名(定員20名・追加開催分を含む)  
講 師：岡田直樹氏(高知みらい科学館学芸員)、当館学芸員  
内 容：

高知みらい科学館との連携による小学生を対象にした工作教室。土佐出身の科学者、細川半蔵の著書『機功図彙』を題材に、半蔵考案のからくり機構を応用した貯金箱を工作した。(P24, 5-(1)-2(夏休み工作教室2)を参照)

### ⑦星空満喫ガイドツアー

日 時：令和元年8月7日(水)  
午後5時～8時  
場 所：高知城歴史博物館1階ホール・3階特別展示室、高知みらい科学館プラネタリウム・屋上テラス  
参加費：無料(要企画展観覧券)  
参加人数：57名  
講 師：前田雄亮氏(高知みらい科学館学芸員)、廣瀬一實氏(国友鉄砲研究会「国友一貫斎」科学技術研究会会長)、当館および科学館学芸員

内 容：

高知みらい科学館との連携企画。はじめに当館で企画展の解説・見学をしたのち、科学館プラネタリウムで展示内容と連携したオリジナルのプログラムを鑑賞。

その後屋上テラスへ移動し、長浜城歴史博物館および保存会の協力のもと、国友一貫斎制作の反射望遠鏡レプリカと現代の反射望遠鏡を用い、月や天体の観測体験を行った。



行事風景

**【展示会名 大名墓をめぐる世界 そのすべて ～土佐藩主の病と遺言、葬礼と法要、神格化まで～】**

展示期間：令和元年9月13日(金)～11月25日(月)

展示内容：

平成28年3月に国史跡に指定された「土佐藩主山内家墓所」を紹介するとともに、藩主の病と死から、葬儀儀礼と墓所造営、厳かな法要と幕末に進む神格化までを解説する企画展。収蔵資料にあわせて、山内家にゆかりのある県内の寺院から藩主の位牌などを借用して展示を行った。さらに、最新の3D技術によって15代藩主山内豊信の等身大の墓石模型を作製し、県外所在の墓石についても紹介した。また、会期中には墓所を特別公開し、展示内容に関する理解を関連行事からも深めた。

主な展示資料

- ・御廟所日記
- ・高知県指定文化財 山内康豊肖像画（要法寺蔵）
- ・阿弥陀如来立像（竹林寺蔵）
- ・歴代土佐藩主位牌（真如寺蔵、吸江寺蔵、長谷寺蔵、竹林寺蔵、要法寺蔵）
- ・徳川家康書状 山内一豊宛（掛川神社蔵）



チラシ



展示風景

**■関連行事**

**①菩提寺音楽会**

日時：令和元年9月14日(土)・15日(日)、10月12日(土)・13日(日)、11月2日(土)・3日(日)  
全6回 午後2時～4時

会場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：700円（企画展観覧料）

参加人数：全6回合計268名

- 協力：1回目：称名寺（浄土宗）  
2回目：要法寺（日蓮宗）  
3回目：高知八幡宮・山内神社（神道）  
4回目：吸江寺（臨済宗）  
5回目：本願寺高知別院（浄土真宗）  
6回目：竹林寺（真言宗）

内容：

菩提寺の各宗派で伝えられた声明等の音楽を聴く会。

**②一豊忌茶会**

日時：令和元年9月20日(金)  
正午～午後3時

会場：高知城歴史博物館1階 和室

参加費：500円

参加人数：77名

協力：高知和敬会

内容：

山内一豊夫妻の墓がある京都妙心寺大通院由来の釜を用いての茶会。

**③特別講座「山内家の宗教と菩提寺」**

日時：令和元年9月21日(土)  
午後2時～3時30分

会場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：48名

講師：渡部淳（当館職員）

**④講演会「大名墓の世界 一土佐藩主山内家墓所を中心に」**

日時：令和元年9月23日(月)  
午後2時～3時30分

会場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：60名

講師：中井均氏（滋賀県立大学教授）

**⑤バス散策「土佐の墓」**

日時：令和元年10月6日(日)  
午前9時～午後4時

見学コース：当館出発～南国市永源寺（家老の墓所）～香南市長谷寺（僧侶の墓石）～高知市陸軍墓地（戦死者の墓地）～当館到着

参加費：1,000円(昼食代)

参加人数：22名

⑥食事会「僧侶とともにいただく精進料理」

日時：令和元年10月13日(日)  
正午～午後1時  
会場：高知城歴史博物館1階 和室  
参加費：1,500円(昼食代と企画展観覧料)  
参加人数：20名  
講師：小林玄徹和尚(長谷寺住職)  
料理提供：長谷寺

⑦講演会「3D技術と文化財 ―地震津波碑を事例とした文化財の新しい保存・展示―」

日時：令和元年10月20日(日)  
午後2時～3時30分  
会場：高知城歴史博物館1階 ホール  
参加費：無料  
参加人数：33名  
講師：谷川亘氏(国立研究開発法人海洋研究開発機構高知コア研究所主任研究員)

⑧「仏師の技術」

日時：令和元年11月3日(日)  
午前10時30分～11時30分  
午後0時30分～午後1時30分  
会場：高知城歴史博物館1階 北ステージ  
参加費：無料  
参加人数：60名  
講師：吉田安成氏(仏師)  
内容：  
仏像技術の解説と実演。

⑨「石工の技術」

日時：令和元年11月17日(日)  
午前10時～11時、午前11時30分～午後0時30分、午後1時30分～2時30分  
会場：高知城歴史博物館1階 北ステージ  
参加費：無料  
参加人数：80名  
講師：日本石材産業協会高知県支部  
内容：  
石材彫刻による作品展示およびその技術の解説と実演。

⑩散策会「筆山を歩く」

日時：令和元年11月24日(日)  
午後1時30分～3時30分  
会場：高知市筆山(山内家墓所前集合)  
参加費：700円(企画展観覧料)  
参加人数：20名  
案内：渡部淳(当館職員)  
内容：  
藩主や家臣たちの墓所を見学しながら、土佐藩の歴

史をふり返る。

⑪学芸員による展示解説

日時：展示期間中の毎週水曜日・日曜日、全15回  
日曜日は午前10時30分～11時30分  
水曜日は午後1時30分～2時30分  
会場：高知城歴史博物館3階 企画展展示室  
参加費：700円(企画展観覧料)  
参加人数：全15回合計85名  
解説：渡部淳、高木翔太、鈴木あかり(当館職員)

⑫特別公開 学芸員による山内家墓所案内

日時：展示期間中の毎週土曜日・日曜日・祝日、全25回  
午前10時～午後3時  
会場：国史跡土佐藩主山内家墓所(高知市筆山町)  
参加費：700円(企画展観覧料)  
参加人数：全25回合計201名  
解説：渡部淳、高木翔太、鈴木あかり(当館職員)



墓所公開

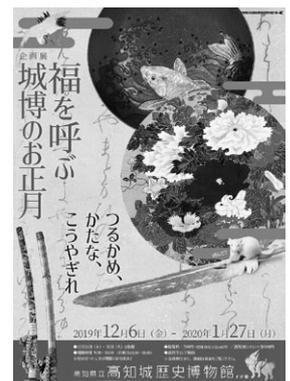
【展示会名 福を呼ぶ 城博のお正月】

展示期間：令和元年12月6日(金)～令和2年1月27日(月)  
展示内容：

吉祥文様をあしらった美術工芸品、初夢、干支のねずみにまつわる資料を展示。あわせて館蔵・寄託の国宝1点、重要文化財4点を展示。展示資料をあしらった「獭カード」「もう飲めませんカード」の配布を継続したほか、刀剣5振をキャラクター化し、会場とHPで人気投票を行った。

主な展示資料

- ・河田小龍「三福神」
- ・獭南天文蒔絵枕
- ・牙彫 羽箆に鼠
- ・古今和歌集巻第二十(高野切本)
- ・太刀号 一国兼光
- ・太刀号 今村兼光
- ・太刀銘 国時
- ・太刀銘 康光



チラシ



展示風景



展示風景

◆関連企画◆

①違いがわかるあなたの名刀大選挙

展示する5振の刀の特徴をキャラクター化。刀の鑑賞方法についてのガイド役とし、かつ会場および特設HPで人気投票を行った。

参加人数：2,276名

②カード配布

「鹿さんのもうのめませんカード」「初夢対策！ばくカード」「刀カード（5種）」を配布。



刀カード

③解説ページ「体感！国宝こうやぎれ」

「古今和歌集卷第二十（高野切本）」の展示に合わせ、当館ホームページ上に解説ページを設置した。

【展示会名 山内家のおひなさま】

展示期間：令和2年2月7日(金)～4月6日(月)

展示内容：

桃の節句にちなみ、山内家伝来の雛人形と雛道具、嫁入り道具を展示。合わせて「嫁入り本」と呼ばれる、歌集や物語の写本を紹介した。

主な展示資料

- ・女乗物
- ・若松葵紋蒔絵雛道具
- ・有職雛
- ・源氏物語



チラシ

◆関連企画◆

①修理説明会「彩色文化財の保存修理－能面・古人形を中心に－」

日 時：令和2年2月29日(土)

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：21名

講 師：山内章氏（天野山文化遺産研究所代表理事）

内 容：

これまでに修理を行った有職雛をはじめ、能面の修理工程や成果について報告を行ったほか、寺社の天井絵や壁画、人形浄瑠璃のかしらなど、様々な彩色文化財の保存修理について紹介した。

②おひなさま立版古配布

入場者に有職雛・雛道具をあしらった立版古を配布。

(3) ハンズオン・体験コーナー

時宜に応じてレプリカを触ったり、伝統文化を体験できたりするコーナーを設置した。

①妖怪絵巻をつくろう

日 時：令和元年7月20日(土)～8月18日(日)

参加人数：330名

総合展示室Ⅱで展示中の「異怪図（百鬼夜行絵巻）」にちなみ、小中学生を対象にミニ絵巻制作キットを配布。また高知城展望ロビーに妖怪スタンプを設置、絵巻の本紙部分の制作コーナーとした。



妖怪絵巻制作風景

## ②ワークショップ「高野切スタンプ」でしおりやカードを作ろう

日 時：令和2年1月1日(水・祝)・2日(木)  
午前10時～正午・午後1時～3時

参加人数：155名

企画展「福を呼ぶ 城博のお正月」で展示中の国宝「古今和歌集巻第二十(高野切本)」にちなみ、高野切の文字を抜き出したスタンプを押して自分のしおりやカードをつくるワークショップを開催した。



〈高野切しおり作成例〉

## ③雛人形展示

日 時：令和2年2月7日(金)～4月6日(月)

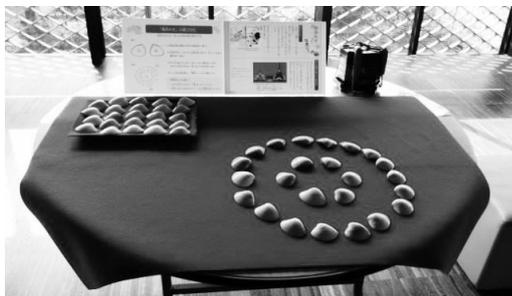
企画展「山内家のおひなさま」にちなみ、高知城展望ロビーに県民から寄贈された昭和初期の雛人形を展示。

## ④貝合せ遊び体験

日 時：令和2年2月7日(金)～4月6日(月)

参加人数：自由参加

企画展「山内家のおひなさま」で展示中の貝桶にちなみ、合せ貝を設置。貝合せが体験できるコーナーとした。



貝合せ体験コーナー

## (4) 展示解説

団体来館者や関係機関の職員に対して、要望に応じて展示解説を行った。特に、幕末維新博対応として解説員を配置し、来館者の質問などに答えて展示の理解に努めた。

月	件数	人数	平均人数	月	件数	人数	平均人数
4月	4件	84名	21名	10月	6件	69名	12名
5月	7件	224名	32名	11月	6件	173名	29名
6月	4件	88名	22名	12月	2件	75名	38名
7月	6件	98名	16名	1月	2件	35名	18名
8月	6件	78名	13名	2月	3件	35名	12名
9月	3件	59名	20名	3月	0件	0名	0名

合計件数49件 合計人数1,018名 平均人数21名

※平均人数は小数点第一位を四捨五入

## 5 教育普及

### (1) 生涯学習

博物館には、国籍、性別、年齢の異なる様々な人が訪れ、その利用方法も多様である。博物館は学習意欲を喚起する工夫を積極的に行う必要があり、学習の動機づけには楽しみやレクリエーションの要素も必要である。当館では歴史や文化に親しんでもらう目的で、講座・催しなどをおこなっている。参加者の興味や関心に合わせて、専門的な講座や、食や芸能を通して文化を体感できる催し、子どもや外国人向けの体験型講座を実施した。

### ①城博講座(一般向け講座)

城博講座は日本や高知の歴史や美術、文化財などの分野についてテーマを設定し、年間を通して学べる講座として開催した。

### ◆開講式◆

講座の開講に先立ち、開講式を行い、各担当学芸員が講座について紹介した。

日 時：平成31年4月20日(土)

午前10時～11時30分

会 場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加者数：39名

講 師：当館職員

### 【古文書講座】

年間テーマ「古文書に親しむ」<古文書入門>

古文書講座は、入門と初級を隔年で開催し、2カ年で基礎的読解力を習得することを目標としている。令和元年度は入門編で、辞書の引き方に始まり、江戸時代の典型的なくずし字を活字化し、音読できることを目指した。

開 講 日：隔月第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：横山和弘、藤田雅子、高木翔太、鈴木あかり

(当館職員)

	開講日	題目	講師	参加者数
第1回	5月11日	はじめに	藤田	50名
第2回	7月13日	和様漢文に慣れる	横山	60名
第3回	9月14日	近代文書を読む	高木	60名
第4回	11月9日	「御家流」のくずし字①	鈴木	53名
第5回	1月11日	「御家流」のくずし字②	藤田	52名



講座風景

## 【歴史講座】

年間テーマ「高知の城下町」

高知の城下町を取り上げ、絵図や古文書等の資料から、城下町の成立過程とそこで暮らす人々の生活の様子、明治時代へと移り城下町の姿が変わっていく様子を解説した。

開講日：隔月第2土曜日

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：横山和弘、藤田雅子、高木翔太（当館職員）

	開講日	題目	講師	参加者数
第1回	6月8日	長宗我部氏の城下町から山内氏の城下町へ	横山	87名
第2回	8月10日	馭初と花台		55名
第3回	10月19日	ひろがる城下町	藤田	50名
第4回	12月14日	城下町と近代	高木	54名

## 【美術工芸講座】

年間テーマ「土佐の名所絵巻をよみとく」

土佐の名所を描いた「浦戸湾風景絵巻」と「高幡奇覧」を取り上げ、描かれている内容や両作品の描き手が風景画の伝統をどのように消化し、どんな新しい挑戦をしたかについて解説した。

開講日：6月・9月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：尾本師子（当館職員）

	開講日	題目	参加者数
第1回	6月22日	浦戸湾風景～市街のにぎわい、近郊へのまなざし～	40名
第2回	9月28日	高幡奇覧～名所の発見、共有のお作法～	27名

## 【高野切講座】

高野切を臨書し、古筆に親しむ講座。大筆を用いた楷書の臨書から小筆のかなまでを学ぶ「書道入門」、かなの基礎から拡大臨書へと進む「高野切初級」、実物大臨書を重ね、帖や軸装作品を仕上げる「高野切中級」の3コース。また、篆刻や伝承筆者紀貫之に関する特別講座、受講生作品展を開催した。

開講日：書道入門

毎月第1土曜日（開放日）、

毎月第4土曜日

午前9時15分～10時45分

高野切初級

毎月第1土曜日（開放日）、

毎月第3土曜日

午前9時15分～10時45分

高野切中級

毎月第1土曜日（開放日）、

毎月第3土曜日

午前11時15分～12時45分

場所：高知城歴史博物館1階 実習室

参加者数：登録制（入門26名、初級28名、中級25名）

講師：岩原教子（朱灯）氏（書家）



講座風景

## ◆特別授業

令和元年8月24日（土） 午前9時15分～10時45分

「篆刻の世界」

講師：瀬戸幹也氏（篆刻家）

令和元年9月21日（土） 午前9時15分～10時45分

「紀貫之と平安時代の土佐の歴史」

講師：横山和弘（当館職員）

## ◆受講生作品展

期間：令和2年2月15日（土）～2月24日（月・祝）

場所：高知城歴史博物館1階 和室

入場者数：113名



作品展風景

## 【保存修復講座】

年間テーマ「文化財の伝統的修理の世界」

文化財の伝統的技術を用いた修理に焦点を当て、今日の文化財修理の考え方や現状、修理の実際について、当館の事例をもとに解説した。

開講日：7月・11月の第4土曜日

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：田井東浩平（当館職員）

	開講日	題目	参加者数
第1回	7月27日	文化財修理の歴史と現在	19名
第2回	11月23日	絵画・書跡の修理とその技法	19名

## 【日本の文化講座】

年間テーマ「日本の伝統音楽 雅楽」

今に息づく日本の伝統文化を紹介する講座。令和元年度は、日本最古の音楽である雅楽を取り上げ、雅楽の歴史や楽器の種類、構造、楽譜の読み方、奏法について、実演を交えながら紹介した。

開催日：6月・8月・10月・2月の土曜日

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：繁藤雅陽会、渡部淳（当館職員）

	開講日	題目	講師	参加者数
第1回	6月29日	日本音楽の略史	渡部	50名
第2回	8月31日	雅楽の歴史・楽器の種目となりたち	繁藤雅陽会	48名
第3回	10月12日	吹き物について		28名
第4回	2月22日	打ち物・弾き物について		27名

## ②子ども向け（親子向け）講座

小中学生を対象とした当講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作ることを目的として企画・実施している。

## ◆みる・きく・さわる ～刀～

日時：令和元年5月5日（日・祝）

午前10時～正午

会場：高知県立武道館1階 剣道場

参加費：無料

参加者数：20名（定員20名）

講師：氏原俊一氏（無双直伝英信流師範）

中屋真理、吉村玲音（当館職員）

内容：

子どもの日にちなみ、日本に古くからある武器・武器を体験する講座。はじめに、日本刀の歴史や仕組みを解説した後、居合道の師範による演武と、模造刀を用いた居合いの体験を行った。



講座風景

## ◆楽しく、学ぼう！高知城！

日時：令和元年8月3日（土）

午前9時～11時

会場：高知城歴史博物館、高知城

参加費：無料

参加者数：10名（定員20名）

講師：中内勝氏（高知県教育委員会事務局文化課課長補佐）

横山和弘・中屋真理（当館職員）

内容：

藩主が生活していた高知城について紹介する催し。当館ホールと展示室で高知城について職員が解説をおこなったり、問題を出したりしながら、高知城の城郭や建造物、藩主の暮らしの様子などについて紹介した。さらに、実際に高知城の追手門を訪れ、内部の構造を見て建物の仕組みなどについて学習した。



講座風景

## ◆夏休み工作教室1

「星を見る人」関連行事 からくり貯金箱を作ろう！

日時：①令和元年7月28日（日）

②令和元年8月11日（日）

午前10時～正午

会場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：500円（材料費）

参加者数：①19名、②17名（定員20名）

※定員を大きく上回る申込みがあったため2回開催

講師：岡田直樹氏（高知みらい科学館 学芸員）

中屋真理（当館職員）

内容：

企画展「星を見る人」の関連行事として、土佐出身の科学者、細川半蔵の著書『機巧図彙』を題材に、半蔵考案のからくり機構を応用したオリジナルの貯金箱を工作した。作業の前に、茶運び人形が動くしくみを模型を用いた実演付きで解説、江戸の物作り技術と創意工夫について理解を深めた。



教室風景

#### ◆夏休み工作教室 2 和本を作ってみよう！

日 時：令和元年8月18日(日)

午前10時～正午

会 場：高知城歴史博物館1階 ホール、実習室

参加費：1,000円(材料費)

参加者数：20名(定員20名)

講 師：中屋真理(当館職員)

内 容：

はじめに和本の歴史や種類について紹介した後、表紙に料紙装飾を施した和綴じ本の工作を行った。



教室風景

#### ◆みる・きく・さわる ～日本の伝統文化 茶道にふれてみよう！～

日 時：令和元年11月10日(日)

午後2時～3時30分

会 場：高知城歴史博物館1階 和室

参加費：500円(材料費)

参加者数：26名(子ども15名、保護者11名)(定員親子15組30名)

講 師：高橋由美子氏(茶道裏千家 名誉師範)

中屋真理、近森未桜(当館職員)

内 容：

文化の秋にちなみ、様々な日本の伝統文化に触れる

講座。はじめに、日本のお茶の歴史についてのミニ講座をおこなった後、講師の解説を聞きながらお点前の流れや作法を見学した。その後、親子で2人1組になって交互にお茶を点てたり、お茶をいただいたりする体験を行った。



講座風景

#### ③外国人のための講座

外国人を対象とした日本文化体験の講座。体験を通して、日本の歴史や文化の理解に役立ててもらうことを目的に年1回開催している。

#### ◆ Japanese Cultural Experience – Incense Ceremony (香道講座) –

日 時：令和2年3月1日(日)

午後2時～4時

会 場：高知城歴史博物館1階 和室

参加費：500円

講 師：東條耀峰氏(香道古心流 師範)

通 訳：ミンダ・デットマン氏(高知県文化生活スポーツ部国際交流課交流員)

内 容：

香道を中心に、日本独自の香文化を紹介した後、講師の指導のもと、香道の代表的な様式の一つである組香(源氏香)の体験を行う予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。

#### ④歴史文化催事 季節の催し

当館所蔵の資料や、土佐藩にまつわる伝承をもとに、日本の歴史や伝統文化に親んでもらうことを目的に開催している。食や音楽、芸能などを通して季節折々の催しを行った。

#### ◆梅漬けの会

日 時：令和元年6月16日(日)

午後1時～2時30分

会 場：こうち男女共同参画センター ソーレ4階調理実習室

参加費：1,000円（材料費）

参加者数：26名（定員20名）

講師：中屋真理、近森未桜（当館職員）

内容：

初代一豊が土佐に持ち込み、高知城の御台所で漬けられていたと伝わる前田家秘伝の梅の粕漬けを作る会。前田家が梅漬けを教わった由来や、江戸時代の高知城御台所の様子についての説明の後、全員で梅漬け作業を体験した。



会の風景

#### ◆お月見の会

日時：令和元年9月15日（日）

午後5時30分～8時

会場：高知城歴史博物館1階 和室、3階 ロビー・展示室

参加費：3,500円（料理代・茶菓子代）

参加者数：30名（定員30名）

料理：三翠園

茶菓子：福留菊水堂

呈茶：高知大学表千家茶道部

雅楽演奏：繁藤雅陽会

内容：

江戸時代の献立記録にある食材を使って創作した食事を味わった後、月や菊等の秋らしいモチーフの美術品の展示を観覧、雅楽の演奏と舞や、当館所蔵の『生菓子図案集』をもとに再現した和菓子と抹茶を楽しんだ。



会の風景

#### ◆お正月の会

日時：令和2年1月12日（日）

午前11時～午後2時

会場：高知城歴史博物館1階 和室・ホール

参加費：3,500円（料理代・茶菓子代）

参加者数：30名（定員30名）

料理：三翠園

茶菓子：福留菊水堂

呈茶：高知大学裏千家茶道部

邦楽演奏：菊由瀬会、都山流尺八

内容：

山内家のお正月についてのミニ講座を行った後、山内家伝来の正月料理や、当館所蔵の『生菓子図案集』をもとに再現をした和菓子、邦楽の演奏を楽しんだ。



会の風景

#### 5 児童クラブ・幼稚園等への学習協力

##### ◆夏休み出前講座

日時	団体名	内容
7月25日	昭和小学校放課後児童クラブ	約40名
8月1日	潮江南小学校第1放課後児童クラブ	約35名
	潮江南小学校第2放課後児童クラブ	約35名
8月8日	江陽小学校第1放課後児童クラブ	約35名
	江陽小学校第2放課後児童クラブ	約35名
8月15日	三里小学校第1放課後児童クラブ	台風のため中止
	三里小学校第2放課後児童クラブ	
8月22日	旭小学校放課後児童クラブ	約70名
8月29日	高須小学校第3放課後児童クラブ	約40名

内容：

- ・ 武家の作法についての解説
- ・ 刀の構造と扱い方の説明と体験

## ◆社会見学（展示室・館内見学）

日時	団体名	参加人数
7月30日	学校法人平成学園 放課後児童クラブ	約30名(小学生)

### ⑥教育普及事業 道具備品類等の整備

展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で利用することを目的に当館所蔵資料を題材にした体験用道具の整備を行った。

### ⑦生涯学習事業 周知・広報

#### ◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

## (2) 学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして学校の教育段階に応じた様々な活動を行っている。小・中・高等学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れや博学連携事業等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

### ①教育委員会・学校関係者との連携

#### 〈研修会・学習会への協力〉

学校の教育機関や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

#### ①高知市教育研究会 社会(小)部会 夏の一研修

「土佐藩の歴史について」

日時：令和元年8月5日(月)  
午前8時30分～正午

場所：高知城歴史博物館1階 ホール、3階 展示室

参加者数：約50名

講師：横山和弘(当館職員)

内容：

土佐藩歴代藩主の事跡を取り上げながら、江戸時代の土佐藩の歴史を紹介した後、常設展と企画展「星を見る人～日本と土佐の近世天文暦学～」の解説会を行った。

#### ②教科研究センター講座 専門講座(郷土資料の活用Ⅰ)

「博物館を活用したフィールドワーク～歴史発見の

楽しみ方～」

日時：令和元年9月28日(土)  
午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

共催：高知県教育センター

参加者数：8名

講師：横山和弘、中屋真理(当館職員)

内容：

これまで学校との連携で行ったフィールドワークの事例を交えながら、調べ学習のポイントや手がかりとなる文献等について紹介した。

#### ③教科研究センター講座 専門講座(郷土資料の活用Ⅱ)

「高知県の江戸時代の歴史～土佐藩政の展開と歴代藩主～」

日時：令和元年11月16日(土)  
午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

共催：高知県教育センター

参加人数：11名

講師：横山和弘(当館職員)

内容：

歴代藩主16人の事跡を、当館の所蔵資料等から紹介し、あわせて江戸時代の土佐藩の政治・社会・文化の様々な動向について解説した。



研修会の様子

#### 〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

### ②小中高等学校への学習協力

#### 〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	44	2,010
中学校	22	1,366
義務教育学校	2	91
高等学校	28	944
特別支援学校	2	19
合計	98	4,430

※人数は引率者を含む

※新型コロナウイルスの影響により、3月に予定されていた見学は全て中止（12校513名（小学校6校341名、中学校4校139名、義務教育学校1校17名、特別支援学校1校16名）

○対応件数（学習プログラムを活用した件数）

	件数	人数
小学校	39	1,759
中学校	14	966
義務教育学校	2	91
高等学校	19	592
特別支援学校	1	5
合計	75	3,413

※人数は引率者を含む



講座風景

〈出前授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業を実施している。

「特別講座 土佐の歴史と文化」

学 校 名：高知県立高知北高等学校

日 時：平成31年4月～令和2年1月の毎週木曜日  
（全25回）

場 所：高知県立高知北高等学校

人 数：27名（高校生8名、一般受講生19名）

講 師：横山和弘、藤田雅子、田井東浩平、高木翔太

（当館職員）

内 容：

当館所蔵の資料や文献を用いて、江戸時代を中心とした土佐の歴史と文化について紹介した。学習内容の広がりや深まりを意識し、当館の企画展に合わせたテーマでの講座や現地散策会も交えながら展開した。



出前授業の様子

〈教材の貸し出し〉

学校授業の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	3
中学校	3
義務教育学校	1
高等学校	0
特別支援学校	0
合計	7

〈職場体験の受け入れ〉

学校がキャリア教育の一環として実施している職場体験（インターンシップ）の受け入れをしている。資料の取り扱いや講座・催事の準備、受付業務等、博物館のさまざまな業務の体験を行っている。また、生徒による職業インタビューへの協力も行った。

◆職場体験の受け入れ

①高知市立城北中学校

日時：令和元年5月14日（火）～16日（木）

午前8時30分～午後5時15分

人数：2人（中学校3年生）

②高知市立横浜中学校

日時：令和元年7月9日（火）・10日（水）

午前8時30分～午後4時

人数：2人（中学校3年生）

③高知市立介良中学校

日時：令和元年7月9日（火）～11日（木）

午前8時30分～午後4時

人数：1人（中学校3年生）

④高知大学教育学部附属中学校

日時：令和元年7月9日（火）～11日（木）

午前8時30分～午後4時

人数：2人（中学校2年生）

⑤高知市立城西中学校

日時：令和元年7月25日(木)・26日(金)

午前8時30分～午後5時15分

人数：4名（中学校3年生）

⑥高知県立中村高等学校

日時：令和元年8月1日(木)

午前8時30分～午後4時

人数：1人（高校2年生）

⑦高知市立大津中学校

日時：令和元年9月10日(火)～12日(木)

午前8時30分～午後4時

人数：1人（中学校3年生）

⑧土佐女子中学校

日時：令和元年10月1日(火)・2日(水)

午前8時30分～午後5時15分

人数：4人（中学校3年生）

⑨高知県立高知南中学校

日時：令和元年10月1日(火)～3日(木)

午前8時30分～午後5時15分

人数：1人（中学校2年生）

◆職業インタビューへの協力

①高知県立春野高等学校 1名

②高知県立追手前高等学校 1名



実施風景

〈ミュージアム・バスツアー〉

多くの学校に博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館を来館する際のバス代等の諸経費を館が負担する事業を平成30年度より開始している。令和元年度は、申込みのあった学校9校を対象に実施した。

- ・高知市立一宮小学校
- ・高知市立十津小学校
- ・高知市立義務教育学校 行川学園
- ・佐川町立黒岩小学校
- ・佐川町立斗賀野小学校
- ・四万十町立西土佐小学校
- ・土佐市立宇佐小学校
- ・南国市立大湊小学校
- ・高知県立高岡高等学校

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

大学・大学院の学芸員養成課程の必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。

資料の保存修復、調査・整理、展示、教育普及等の学芸員の業務から博物館の運営に関する内容についての実習を実施した。

日時：令和元年8月28日(水)～9月5日(木)

\* 8日間

場所：高知城歴史博物館 他

実習生：京都女子大学4回生 1人

龍谷大学4回生 1人

神戸女子大学4回生 1人

高知大学4回生 2人

京都大学大学院1回生 1人



実施風景

〈高知大学学芸員資格課程との連携〉

平成25年度より、高知大学の学芸員養成課程と当館との連携事業を行っている。同課程の学生と博物館の職員が協働し、博物館のさまざまな分野の活動について考え、従来の枠組みにとらわれない新たな可能性を見いだそうとする試みである。令和元年度は、以下の分野を対象に実施した。

期間：令和元年6月～令和2年2月

場所：高知城歴史博物館 他

事業名	内容	開催日数	参加者数
地域連携	土佐神社が所蔵する資料の整理・調査	5	12
広報	来館者調査を活用した広報戦略の企画	7	10



実施風景

## 〈大学講義への協力〉

大学の教育及び学術研究への寄与として、博物館の専門性や施設を活用した取り組みを行っている。

- ①高知大学人文社会科学部  
講義名：「日本近世近代史料講読Ⅰ」  
講 師：渡部淳（当館職員）
- ②高知県立大学  
講義名：「日本文化論」  
講 師：渡部淳（当館職員）
- ③高知県立大学  
講義名：「地域学概論」  
講 師：渡部淳、筒井聡史（当館職員）
- ④放送大学高知学習センター  
講義名：「江戸時代の秩序～武家を中心に～」  
講 師：渡部淳（当館職員）
- ⑤高知工科大学  
講義名：「博物館資料保存論」  
講 師：田井東浩平（当館職員）
- ⑥別府大学史学・文化財学科  
講義名：「アーカイブス論Ⅱ」  
講 師：高木翔太（当館職員）

## ④学校教育事業 普及・広報

### 〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子の改訂版を作成した。



### 〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。

## 6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和元年度は以下の事業を行った。

### (1) 地域活動への協力

地域の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等への協力事業を行っている。令和元年度は以下のとおり実施した。

月	主催	協力内容	人数
5月	佐竹音次郎に学ぶ会（四万十市）	歴史講演会講師	34
5～10月	集落活動センターいしはら（土佐町）	歴史情報提供等（2回）	延べ14
5月	新堀小OB・OG有志の会（高知市）	歴史学習会講師	15
6～7月	四万十町教育委員会	襖解体講習会講師（3回）	延べ30
7月	高知県立大学	「地域学実習Ⅰ」講師	17
8月	四万十市井沢団地	歴史学習会講師	21
8月	高知市仁ノ自治会	歴史学習会講師	38
10月	大豊町桃原地区	歴史学習会講師	21
11月	金陽クラブ（高知市中心商店街関係者）	博物館活動に関する学習会講師	15
11月	大豊町立川地区	歴史文化行事補助	23
1～2月	四万十町教育委員会	古文書学習会講師（3回）	延べ57
2月	佐竹音次郎に学ぶ会	資料調査講習会講師	10



四万十町・襖解体講習会風景



大豊町立川地区・行事風景

### (2) 地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、

各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開を行っている。令和元年度は以下のとおり実施した。

#### ①土佐神社所蔵資料

平成22年度以来、土佐神社（高知市一宮地区、土佐国一ノ宮）所蔵資料の整理保存・調査について、同社より依頼を受け、継続して実施している。令和元年度は、主に近代の帳簿や典籍のクリーニング、調書採録、撮影等の作業を3日間行った。なお、この作業には、当館と大学の連携事業（P28, 5 - (2) - ③参照）の一環として、高知大学学芸員資格課程の履修学生11名も参加した。

#### ②梶原町域での資料調査

平成26年度より、梶原町教育委員会の依頼を受け、同町所蔵の「旧役場資料」「那須家文書」、同町影野地区の「阿弥陀堂経巻」（町指定文化財）、同町が一時預かりしていた個人所蔵資料の整理保存・調査を行ってきた。令和元年度は、調査が完了した旧役場資料と阿弥陀堂経巻について教育委員会に成果報告を行った。また阿弥陀堂経巻については、2月に阿弥陀堂で行われた祭礼にあわせ、地元住民を対象とした調査報告会を実施した。



報告会風景

#### ③四万十町教育委員会所蔵資料への調査協力

平成30年に四万十町内の旧家で発見され同町教育委員会へ寄贈された襖の下張文書数千点について、同教育委員会より資料の保存・調査方法に関する相談があり、調査協力を行っている。令和元年度は、教育委員会主催で当館が講師を務めた襖解体講習会と下張り文書を読む講座により、資料の整理保存・調査が住民参画のもと進められた（「地域活動への協力」表内で既出）。

#### ④佐竹音次郎関係資料

四万十市出身で保育事業に尽力した佐竹音次郎に関する資料群について、平成30年度より同市の「保育の父・佐竹音次郎に学ぶ会」から依頼を受け調査協力を行っている。令和元年度は、日誌や手紙、保育事業に関する帳簿など、明治から昭和までの約300点の資料について、会員や住民参画のもと調査を開始した（「地域活動への協力」表内で既出）。



調査風景

#### ⑤その他個人・団体所蔵資料

県内の個人・団体が所蔵する資料について、令和元年度は6件の調査依頼があった。それぞれ資料の整理保存や調査等を行った。

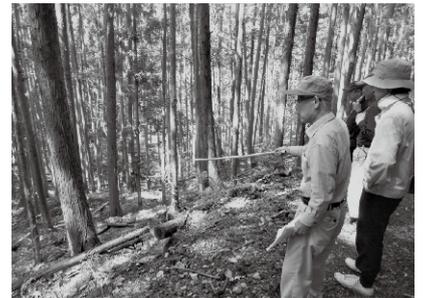
#### ⑥戦争関係聞き取り調査

平成25年度より、旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の他、崎山ひろみ氏（満州の歴史を語り継ぐ会代表）、吉尾寛氏（高知大学教授）等が参加している。令和元年度は、県内在住の引揚者6名への聞き取り調査を行った。

### (3) 地域研究

#### ①『地域記録集 土佐の村々』

平成24年度より、過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また県内諸地域の持つ多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位ごとに地域を調査・研究・記録する事業を行っている。調査の成果は『地域記録集 土佐の村々』という冊子にまとめており、令和元年度は第4号の対象地域の資料調査や文献等の整備、住民や出身者からの聞き取り調査を行った。



調査風景

#### ②出張講座

地域の歴史や文化を地元の人たちに紹介するため、学芸員が当館を離れて県内各地で開講する出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、当該地域に関する歴史資料を紹介しながら、地域の歴史を概説する内容で、平成17年度より毎年2会場で開講している。令和元年度は、以下のとおり開催した。

#### ①三原村

日 時：令和元年10月14日（月・祝）

午後1時～2時30分

場 所：三原村農業構造改善センター

共 催：三原村教育委員会

題 目：「三原村の歴史～戦国・江戸時代を中心に～」

講 師：横山和弘（当館職員）

参加人数：44名

内 容：

長宗我部地検帳や江戸時代の地誌類、山内家文書などから、戦国時代の土地開発とその利用の様子、江戸時代の三原郷の概要と寺社・古跡、三原郷と平田村の山境などについて紹介した。



講座風景

## ②仁淀川町

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

## (4) 地域歴史文化の紹介

### ①土佐材ワークショップ

土佐の材木の歴史・産業の紹介を目的として、5月のゴールデンウィークにあわせ、土佐材を使った工作教室や体験コーナーを以下のとおり実施した。

#### [木育ワークショップ]

日 時：令和元年5月4日（土・祝）  
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：高知県木材普及推進協会

参 加 費：大人300円、子供200円ほか(工作の材料費)

参加人数：約500名



行事風景

### ②土佐茶のふるまい

土佐の茶文化・産業の紹介を目的に、仁淀川町・佐川町・大豊町の茶生産事業者の協力得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を以下のとおり行った。

#### [おいしい新茶と土佐茶のふるまい]

日 時：令和元年5月2日(木・祝)  
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：池川茶業組合、池川茶園、ビバ沢渡、碁石茶

協同組合、明郷園

参加人数：約1,000名



行事風景

### ③地域散策会

県内各地の歴史文化を座学だけでなく現場でも感じ、学んでもらうことを目的に、地域の史跡や歴史的景観について当館学芸員や地元ガイドが案内する催しを実施している。令和元年度は、企画展「大名墓をめぐる世界 そのすべて」の関連行事(P18, 関連行事⑤参照)として、県内に所在する武士や僧侶、商人や軍人などの墓を巡る見学会を行った。

#### 「バス散策 土佐の墓」

日 時：令和元年10月6日(日)

午前9時～午後4時

場 所：永源寺(南国市)、長谷寺(香南市)、播磨屋一族の墓地(高知市)、陸軍墓地(高知市)

講 師：小林玄徹氏(長谷寺住職)、渡部淳(当館職員)

参 加 費：1,000円(昼食代)

参加人数：22名



行事風景

### ④お城下で見る土佐国

県内各地の伝統行事や伝統技術を多くの人に紹介し、県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、伝統行事・技術を紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年1回開催している。令和元年度に開催を予定していた「お城下で見る土佐国その6—土佐の獅子舞—」(大月町・大豊町・香南市の獅子舞)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

### ⑤地域歴史文化展

県内の地域の歴史文化に関する企画展の開催を計画しており、対象地域の資料調査や文献等の整備を実施した。



調査風景

## (5) 高知市中心市街地との連携・協力

### ①日曜日料理教室

高知県の食文化を県内外の人たちに伝えることを目的に、日曜市で販売されている高知県ならではの食材を使った郷土料理を、実習形式で紹介する「日曜日料理教室」を開催している。令和元年度は、第20回～第25回を以下のとおり実施した。

	開講日	講師	料理	参加人数
第20回	4月28日	JA 高知市秦支部 秦八彩クラブ	土佐田舎寿司	34
第21回	6月23日	土佐ひめいち (宿毛市)	きびなごの ほおかぶり 等	20
第22回	8月25日	香美市商工会物部 支部	田舎寿司等	20
第23回	10月27日	野根キッチン(東洋町)	こけら寿司等	19
第24回	12月22日	田村蕪式会社 プロジェクト (仁淀川町)	田村カブの すき焼き等	19
第25回	2月23日	高南地区農漁村 女性グループ研究会 (四万十町)	サラダ巻き 等	17

時 間：午前10時～午後1時

※第20回は午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分の2回開催

会 場：高知城歴史博物館1階 実習室

参加費：1,500円 ※第20回は800円



行事風景

### ②城下町散策会

高知の城下町の歴史を紹介することを目的に、旧城下町の史跡や名所を案内する催しを実施している。令和元

年度は、「第3回お城下文化の日」(P40, 8 - (3) - ①参照)にあわせ、以下のとおり開催した。

### 「城下町散策会」

日 時：令和元年11月17日(日)  
午前10時～正午

場 所：高知市中心市街地

講 師：横山和弘(当館職員)

参加費：無料

参加人数：8名

内 容：

山内容堂誕生地や吉田東洋殉難の地、板垣退助誕生地など、旧城下町の郭中エリアに点在する石碑や史跡を巡りながら城下町の歴史について解説した。

### ③まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興への協力を目的に、毎年5月と11月に中心商店街および高知商工会議所の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の各店舗がそれぞれの特色を活かした様々な講座を行う催しで、当館は平成29年度より参加しており、令和元年度は以下のとおり実施した。

### ①第12回まちゼミ「博物館でかわいい和菓子を作ろう！」

日 時：令和元年5月26日(日)・5月29日(水)  
午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：福留章夫氏(御菓子司 福留菊水堂店主)

参加費：各回500円(材料代)

参加人数：21名

内 容：

当館所蔵の「生菓子図案集」所載のデザインをもとに和菓子づくり体験を行った。



講座風景

### ②第13回まちゼミ「香りを楽しむ—香道の世界—」

日 時：令和元年11月21日(木)・11月30日(土)  
午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 和室

講 師：東條耀峰氏(香道古心流師範)

参加費：各回300円(材料代)

参加人数：29名

内 容：

香木の香りを楽しむ「組香」の体験を通して、日本の伝統芸道である「香道」を紹介した。



講座風景

#### ④よさこい祭り衣装制作への協力

高知市中心商店街のよさこい祭り出場チームからの依頼で、所蔵資料の画像を提供しチーム衣装の制作に協力した。また、よさこい祭り期間中に館内において衣装展示を行った。



展示風景

#### ⑤高知城・城下町紹介パンフレット

高知城や城下町の歴史文化を紹介する子ども向けの印刷物「高知城探検パンフレット」、「城下町探検パンフレット」を増刷し、子ども対象の催しや学校見学などの際に配布した。

#### (6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介

##### ①小村データ

高知県内1,000ヵ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開した。

##### ②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名所、郷土芸能等を大型映像で、各地域の文化施設情報や催事情報を検索端末や印刷物により来館者に対して提供した。

また当館1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所をはじめ、高知城や商店街、文化施設で行われる催事等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

#### (7) 地域連携事業の普及・広報

##### ①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史

と文化の？に高知城博が答えます!』を研修会や行事の際などに配布し周知を図った。

## 7 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて多様な活動を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動やその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために様々な広報活動に取り組んでいる。

令和元年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

### (1) 広報

自主媒体による情報発信としては、パンフレットやチラシなどの各種広報ツールの発行、情報誌「城博ニュース」の定期発行、ホームページの運用を行った。SNSはTwitter、Facebookに加えて、新たにInstagramの運用を開始した。メディア向けの情報発信としては、企画展や行事ごとのプレスリリースの実施、メディア向け内覧会の開催などによる情報提供を行った。

さらに外部の地域イベントへの参加による出張広報活動も行い、博物館の認知向上に取り組んだ。

### ①情報誌「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、主な博物館活動を定期的に紹介、情報発信する目的で発行している。



城博ニュース  
(令和元年4月5日発行)



城博ニュース  
(令和元年6月26日発行)



城博ニュース  
(令和元年9月9日発行)



城博ニュース  
(令和元年12月20日発行)

## ②広報ツールの発行

高知城歴史博物館  
Kochi Castle Museum

もっと広く、深く、楽しい  
博物館体験を！

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

ようこそ、  
高知城歴史博物館へ

上佐から日本が、見えてくる。

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

利用案内リーフレット

高知城歴史博物館  
13

催し物ラインナップ

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

2019 2020

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

令和元年度展示・講座・催し物スケジュール

お城のふもとに大集合！  
城博のGW

ゴールデンウィーク

4.28 本企画会費引き下ろし！  
コンサート

4.29 聯合水正 町中の町で  
元号物成展

5.2 かわいい！  
新茶のふるまい

5.3 禁中並公家様法度を  
読む

5.4 高知城歴史博物館  
木育ワークショップ

5.30～5.5 子どもの日!!  
刀と甲冑体験

5.5 本特設展示 手裏剣伝説

ゴールデンウィーク特別イベント  
チラシ

高知城歴史博物館  
令和2年(2020)  
1/1(水・祝) ▶ 1/3(金)

福を呼ぶ城博のお正月

初もうで。

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

正月特別イベントチラシ

海山里の地域に伝わる獅子舞が登場!!

8日(日) 土佐の獅子舞

高知城歴史博物館★開館3周年

城博の日

3/7(土) 3/8(日)

高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業  
● 高知城歴史博物館の事業

開館3周年記念イベントチラシ

## ③ホームページおよびSNSの運用 【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、展示や講座・催し物の開催情報などを随時更新し、情報発信を行った。

またピックアップ(コラム)ページでは、展示資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事を随時更新している。

高知城歴史博物館  
KOCHI CASTLE MUSEUM OF HISTORY

展示 講座・催し物 ご利用案内 フロアガイド 収蔵資料 博物館について 城博コラム

本物が語る 土佐  
土佐藩主 山内家伝来の大名家資料の数々

TOSA  
JAPAN KOCHI HISTORY & CULTURE

高知県立  
高知城歴史博物館

ホームページトップ画面(一部)

## 【SNS (Twitter、Facebook、Instagram)】

展示の見どころをより細やかに発信するとともに、当館の多彩な事業や活動内容を周知することを目的にSNS (Twitter、Facebook) による情報発信に取り組んでいる。令和元年10月には新たにInstagramを開設し、運用を開始した。

## ④メディア対応

### 【内覧会】

企画展や行事などの取材対応を行うほかに、メディア向けの内覧会を開催した。今年度は、企画展「大名墓をめぐる世界 そのすべて—土佐藩主の病と遺言、葬礼と法要、神格化まで」の内覧会を開催した。メディア関係者のほかに、展示に協力いただいた土佐藩主山内家の菩提寺関係者や土佐観光ボランティアガイドにも出席していただいた。

## 企画展「大名墓をめぐる世界 そのすべて—土佐藩主の病と遺言、葬礼と法要、神格化まで」

日時：令和元年9月12日(木)

午後1時30分～3時

会場：高知城歴史博物館1階 ホール、3階 展示室  
内容：

担当学芸員による展示解説、取材対応を行った。



内覧会の様子

## ⑤出張広報活動

### ①「土曜夜市」への参加

令和元年6月29日(土)、6日(土)、13日(土)、20日(土)、27日(土)、高知市中心商店街で開催された「第45回土曜夜市」に、県民への博物館PRを目的として、刀や兜の試着や土佐藩歴代藩主をテーマにしたゲームができるコーナーを設置、またオリジナルうちわや夏休み特別チラシの配布なども行った。



活動風景



オリジナルやまびょううちわ

## ②「まんさい」への参加

令和元年11月4日(日)、高知市文化プラザかるぽーとで開催された「まんさい—こうちまんがフェスティバル2019」の「じもきやらステージ」に当館キャラクターやまびょうが参加し、博物館のPRを行った。



当日の風景

## ⑥【その他】

### ラジオ番組レギュラーコーナーの放送

令和元年7月から11月にかけて、エフエム高知の番組「Hi-Six Radio JAM」内に「高知城歴史博物館 高知歴史めがね」と題したレギュラーコーナー(毎月第2、第4木曜日放送)を設け、広報活動の一環として毎回当館館長が出演した。高知の歴史文化や当館の企画展に関する話題を提供、県民への情報発信に取り組んだ。

## (2) 宣伝・広告

年間広報計画に基づいて、テレビCMや各種広告等を展開し、博物館の認知向上、誘客に取り組んでいる。令和元年度は主に下記のようなCM・広告を実施した。  
※この他に高知県が中心となって展開している「リヨーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の全国プロモーションに連動した宣伝にも取り組んだ。

## ①テレビCM



ゴールデンウィークCM  
(令和元年4月15日(月)  
～5月6日(月))



夏休みCM(令和元年8月9日  
(金)～8月25日(日))

## ②新聞広告

高知新聞ミリカ(令和元年4月4日発行)

### ③雑誌広告



るぶFREE高知 2020 春夏 (令和2年1月4日発行)

### ④WEB広告



WEB広告(令和元年4月15日(月)～4月28日(日))

※ Facebook、Instagram、Google ディスプレイ各種広告を同時展開した。

### ⑤その他



帯屋町アーケード吊り広告  
(令和元年9月17日(火)～11月25日(月))

### (3) 誘客の取組

#### 3館連携スタンプラリー

(P17, 4-(2)企画展「星を見る人～日本と土佐の近世天文暦学」関連企画②を参照)

#### 観光客の誘客

主に旅行者の誘客の取組として、旅行会社に向けた情報提供および旅行商品の企画・造成の促進に取り組んでいる。

#### 令和元年

- 5月16日(木) リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～ 商談会・意見交換会(高知)に参加
- 6月6日(木) 高知県観光説明会(名古屋)にて商談会参加
- 6月10日(月) 高知県観光説明会(福岡)にて商談会参加
- 9月17日(火) 高知県観光説明会(大阪)にて商談会参加

### (4) イベントの開催

博物館のPRおよび来館者サービスの拡充を目的に、主に観光シーズンや「高知城お城まつり」等にあわせて、特別イベントを開催した。

#### 【春の夜間特別企画「お城下でたのしむ音楽の夕べ」】

「高知城花回廊」の開催にあわせて午後9時まで夜間開館延長および下記の通り夜間特別企画を開催した。また期間中は観覧料の夜間特別割引も実施した。

- 日 時：令和元年4月6日(土)  
午後6時30分～
- 場 所：高知城歴史博物館 3階 展望ロビー
- 参加費：要展示観覧券
- 参加人数：181名
- 出 演：もっकिनバード



当日の風景

#### 【GW特別イベント「城博のGW」】

ゴールデンウィークの昭和の日や子どもの日等の祝日にあわせて物産展や工作教室、コンサートなどのイベントを行った。

#### ①ミニコンサート

- 日 時：令和元年4月28日(日)  
午前10時～10時30分、午後1時～1時30分
- 場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
- 参加費：無料
- 参加人数：216名
- 出 演：高知県立高知丸の内高等学校音楽科



当日の風景

#### ②元号物産展

- 日 時：令和元年4月29日(月・祝)  
午前10時～午後4時
- 場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
- 協 力：越知町産業課、高知県立山田高等学校商業

科、四万十やまうのえ商店



当日の風景

③おいしい新茶と土佐茶のふるまい

(P31, 6 - (4) - ②を参照)

④高知！伝統！アート！ジョーハク手づくり広場

日 時：令和元年5月3日(金・祝)

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加費：各300円

協力：KOSUGE1-16、じゃばかる、造形教室



当日の風景

⑤子どもの日だ！刀と甲冑体験

日 時：令和元年5月3日(金・祝)

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：280人



当日の風景

⑥本格体験!! 手裏剣道場

日 時：令和元年5月5日(日・祝)

手裏剣体験：午前10時～11時30分、

午後1時15分～3時

抜刀術の披露：午前11時30分～正午、

午後0時45分～1時15分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

講 師：一般財団法人日本抜刀道連盟高知支部  
興武館

参加費：無料

参加人数：約780名

⑦「木育ワークショップ」

(P31, 6 - (4) - ①を参照)

【夏の夜間特別企画「城博で“涼”】

「高知城夏の夜のお城まつり」の開催にあわせて午後9時まで夜間開館延長および下記の通り夜間特別企画を開催した。また期間中は観覧料の夜間特別割引も実施した。

①オリジナル提灯をつくろう！

日 時：令和元年7月13日(土)、14日(日)

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加費：500円(材料費)

参加人数：112名

講 師：造形教室



当日の風景

②これぞかき氷！氷屋さんのかき氷がやってくる

日 時：令和元年7月13日(土)、14日(日)

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 店：山崎氷店

【お城下秋の音楽会】

敬老の日にあわせて「高知ビッグバンド」による演奏会を開催した。

日 時：令和元年9月8日(日)

午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加費：無料

参加人数：78名



当日の風景

## 【秋の夜間特別企画】

「高知城秋の夜のお城まつり」の開催にあわせて午後9時まで夜間開館延長および特別イベントを開催した。また期間中は観覧料の夜間特別割引も実施した。

### ①狂言

日 時：令和元年9月13日(金)、14日(土)  
午後5時30分～

場 所：高知城歴史博物館3階 展望ロビー

参加費：要展示観覧券

参加人数：99名

出 演：萬狂言



当日の風景

### ②落語

日 時：令和元年9月15日(日)、16日(月・祝)  
午後5時30分～

場 所：高知城歴史博物館3階 展望ロビー

参加費：要展示観覧券

参加人数：140名

出 演：桂かい枝



当日の風景

## 【正月特別イベント「博物館に初もうで」】

正月の帰省客等が来館する時期に合わせて、正月行事を開催した。

### ①やまびよんの登場

日 時：令和2年1月1日(水)  
午前10時～14時

場 所：高知城歴史博物館

### ②新春 特設体験コーナー

日 時：令和2年1月2日(木)、3日(金)  
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：250名

### ③新春 弾初めー土佐の音色 一絃琴ー

日 時：令和2年1月2日(木)  
午前10時～10時30分、午後2時～2時30分

場 所：高知城歴史博物館3階 展望ロビー

参加費：要観覧券

参加人数：59名



当日の風景

### ④新春茶会

日 時：令和2年1月2日(木)、3日(金)  
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 和室

参加費：500円(お茶とお菓子)

参加人数：90名

### ⑤書道パフォーマンス&書き初め体験

開催日：1月3日(金)

時 間：パフォーマンス 午前10時～10時30分  
午後1時～1時30分  
体験 午前10時～正午  
午後1時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館1階 北ステージ、実習室

参加費：無料

参加人数：約200名

出 演：高知県立高知小津高等学校書道部



当日の風景

## 【開館記念イベント「城博の日」】

平成2年3月7日(土)、8日(日)に、開館3周年にあわせて「城博の日」と題した記念イベントの開催を下記のとおり予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全イベントを中止した。

### ①記念講演会「東アジアの中の琉球史ー黒潮が結ぶ琉球と土佐ー」

日 時：令和2年3月7日(土)  
午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

講 師：豊見山和行氏(琉球大学人文社会学部琉球アジア文化学科教授)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②学芸員リレートーク

日 時：令和2年3月7日(土)  
午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー  
参加費：無料  
講 師：当館学芸員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

③記念演奏会 太鼓演奏

日 時：令和2年3月8日(日)  
午前9時30分～10時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ  
参加費：無料  
演 奏：吾北清流太鼓（一番風・高知追手前高等学校吾北分校・吾北中学校）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

④城博 土佐の市

日 時：令和2年3月8日(日)  
午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ  
協 力：井上手漉き和紙工房、草流舎、いの町紙の博物館、山中章弘氏、黒鳥鍛造工場、高知県土佐刃物連合協同組合、(株)ワールドコーラル、安芸國鬼瓦、吉川染物店、三原硯石加工生産組合

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑤刀と甲冑体験コーナー

日 時：令和2年3月8日(日)  
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール  
参加費：無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑥歴史資料保存相談コーナー

日 時：令和2年3月8日(日)  
午前10時～正午、午後1時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑦お城下で見る土佐国その6—土佐の獅子舞—

P31, 6 - (4) - ④を参照

【その他（時節等にあわせた特別講座）】

来館者サービスや誘客向上を目的に時節にあわせた特別講座をした。

①禁中並公家諸法度を読む

日 時：令和元年5月3日(金・祝)

午前10時～11時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室  
参加費：無料  
参加人数：40名  
講 師：渡部淳（当館職員）

②敬老の日特別講座「生活の中に漢方」

日 時：令和元年9月16日(月・祝)  
午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室  
参加費：無料  
参加人数：38名  
講 師：佐田義尚氏（サダ薬局 薬剤師 / 国際中医学専門員）



講座の様子

③門松づくりの実演会

日 時：令和元年12月22日(日)  
午後1時30分～2時30分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ  
参加費：無料  
参加人数：10名  
講 師：西岡价宏氏



講座の様子

8 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。令和元年度は、昨年度に引き続き西日本豪雨で水損被害を受けた大乘寺（愛媛県宇和島市）のアルバム・写真類の保存処置等を行った。

(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文

庫、宿毛市立宿毛歴史館の3館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している4館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施することを目的に結ばれたもので、当館が事務局を担当している。令和元年度は、10月に高知市中心商店街等で開催された行事「志・とさ学びの日」にブース出展し、各施設ゆかりの人物パネル掲示や甲冑試着体験コーナー等を実施した。(P43, 3-(5)参照)



行事風景

### (3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会(通称:お城下ネット)」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和元年度は、主な活動として、①合同イベント「第3回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和2年度お城下文化手帳」の編集・発行を以下のとおり実施した。

#### ①「第3回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的として「第3回お城下文化の日」を開催し、各施設で行う「1日限定企画」および参加施設が合同で工作教室や体験コーナーを行う「お城下ワークショップ」を実施した。

開催日: 令和元年11月17日(日)

時間: 午前10時~午後3時  
(お城下ワークショップ)

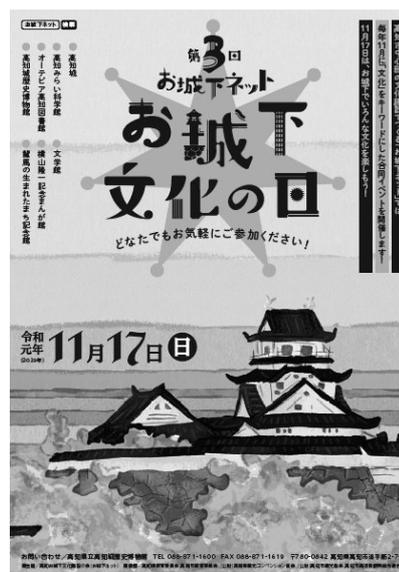
場所: 各施設および高知城歴史博物館1階 北ステージ

参加人数: 約1,376名(全行事の合計)

内容:

当館では「1日限定企画」として城下町散策会(P32, 6-(5)-②参照)を行った。また「お城下ワークショップ」では、山内家墓所の伐採木でつくる木工教室、ミニ古文書教室、模造刀や兜のレプリカなどの

体験コーナーを実施した。



行事チラシ

#### ②「令和2年度お城下文化手帳」

平成28年度より、高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和元年度は手帳の次年度版を作成し、参加施設情報や中心部マップ、参加施設の展示や行事に加え商店街等で開催される催事情報を掲載した。手帳は中心部の文化・観光施設を中心に、県内各所に配布した。

## 第3章 土佐山内記念財団について

### 1 管理と運営

#### (1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

#### ●理事 8名 (令和2年3月31日現在)

田村 壮児	高知県社会福祉協議会長
山内 豊功	山内家代表
山本 正篤	高知市教育長
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
橋口 欣二	高知県文化生活スポーツ部長
西山 彰一	宇治電化学工業代表取締役社長
清水 康文	元土佐カントリークラブ社長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

#### ●監事 2名 (令和2年3月31日現在)

廣光 良昭	税理士
西村 純子	四国銀行地域振興部長

#### 〈理事会〉

令和元年5月27日(月) 午後1時33分～2時35分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和元年度第1回評議員会の開催日時及び審議事項について

報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について

報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団就業規程の一部改正について

報告事項 理事長の職務執行状況について

令和元年6月28日(金)

第1号議案 理事長の選定について

令和2年3月11日(水) 午前9時55分～10時50分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和2年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 令和元年度第2回評議員会の開催日時及び審議事項について

報告事項 理事長の職務執行状況について

#### ●評議員 8名 (令和2年3月31日現在)

吉岡 郷継	元テレビ高知理事
高岸 憲二	高知県教育次長
高橋 慎一	高知県文化生活スポーツ副部長
広末 幸彦	高知市商店街振興組合連合会理事長
石川 充宏	高知大学名誉教授
松本 瑛子	元高知県文化財保護審議会委員
釣井 龍秀	NPO法人定福寺豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木 伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長

#### 〈評議員会〉

令和元年6月28日(金) 午後1時27分～2時00分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 任期満了に伴う理事・監事の選任について

報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について

報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団就業規程の一部改正について

令和2年3月26日(木) 午後1時25分～2時05分

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

第1号議案 令和2年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 辞任に伴う理事・評議員の選任について

## 2 財団自主事業

### (1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は経年劣化による墓標表面の剥落や石垣の崩落等が散見され、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要性が生じている。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として次の事業を行った。

歴史生き生き！ 史跡等総合活用 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を3回開催し、墓所の整備方針・方法、実施工程等を定めた「整備基本計画」を3月末に策定。</li> <li>・墓所整備に必要な石垣の三次元測量の実施。</li> <li>・墓所内に生えている支障木の伐採及び除去。</li> <li>・墓所内法面のうち、崩壊被害が懸念される箇所へ傾斜計を設置。</li> </ul>
墓所公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓所をテーマとした企画展会期中(9/13～11/25)の土曜・日曜・祝日に墓所を特別公開したほか(P19参照)、令和2年3月1日(日)に特別公開する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。</li> </ul>

## (2) 山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術振興活動助成金」（通称：山内基金）という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術・芸術・文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和元年度 助成採択者

〔研究部門〕

①氏 名：石畑匡基氏

研究内容：「豊臣期武家奉公人の研究―土佐国における中間を素材に―」

〔地域部門〕

②団体名：I.Y.S (Inspire Youth Shikoku) 高知

活動内容：「海の向こうの土佐人の歴史も高知県の歴史に！」

## (3) 地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向上を図り、ひいては県域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和元年度は、企画展「大名墓の世界」展示資料の関係地域ならびに関係者向け説明会・墓所解説会を以下のとおり開催した。

### ①長谷寺所蔵資料に関して

日 時：令和元年10月30日(水)

午前11時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館・山内家墓所

対 象：香南市・芸西村

講 師：渡部淳（当館職員）

参加費：無料

参加人数：16名

### ②法城寺所蔵資料に関して

日 時：令和元年11月2日(土)

午前10時30分～午後3時

場 所：高知城歴史博物館・山内家墓所

対 象：佐川町

講 師：渡部淳（当館職員）

参加費：無料

参加人数：24名

## 3 地域歴史文化施設支援等事業委託業務

当財団は令和元年度より、高知県から「地域歴史文化施設支援等事業委託業務」を受託し、「地域歴史文化調査支援室」を設置した。支援室では、高知県内の各文化

施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、5つの事業を展開している。

### (1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

#### ①相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、支援室では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和元年度は、資料撮影に必要な機材、文化財用の保存備品の購入に関するもの等16件の相談が寄せられ、郷土史に関するレファレンス研修の依頼も受けた。

#### ②所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。令和元年度は、中岡慎太郎館と四万十市郷土博物館の収蔵資料を対象に、目録発刊に向けた方針を策定し、資料撮影やカード採録を開始した。

#### ①中岡慎太郎館

対 象：利岡家文書(1,270点)

期 間：2ヶ年(令和2年度刊行予定)

内 容：初年度は当該館の資料整理と全点の撮影、カード採録等を共同で行った。



調査風景

#### ②四万十市郷土博物館(四万十市)

対 象：所蔵資料の悉皆目録編成支援

(うち歴史資料2,565点)

期 間：3ヶ年(令和3年度刊行予定)

内 容：初年度は資料管理台帳を元に目録収載資料の概数把握を行った。また、担当職員に対して資料撮影と資料調査の研修を行い、悉皆調査が開始した。

### (2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

#### ①高知に関する研究一覧刊行

明治以降の高知に関する研究・文献情報を網羅的に収

集する事業。明治初年～平成30年までの情報は1冊にまとめて刊行する（令和3年度刊行予定）。令和元年度以降については、1年毎に刊行予定。令和元年度は、刊行に向けた情報収集、データ化作業を開始した。

**①資料集作成**

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和元年度は、編集方針の検討及び情報収集を行った。

**(3) 資料情報の共有化と公開**

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和元年度は、県内文化施設発刊の目録情報の悉皆調査を実施し、情報のデータ化作業を開始した。また、情報共有化に向けた横断検索システム構築の検討に着手した。

**(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成**

**①地域学芸員養成講座**

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内3箇所（東部・中部・西部）において全10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和元年度は、安芸市・高知市・四万十市で開催した。このうち、安芸会場の受講者6名は令和2年2月に安芸市立歴史民俗資料館の企画展の展示替え作業に関わった。四万十会場では、受講者が四万十市郷土博物館の収蔵資料の撮影を行い、教科書類などの近代資料のカード採録を行った。



講座風景

**①東部会場**

会場：五藤家安芸屋敷（安芸市）  
会期：毎月第3日曜（全10回）  
登録者：15名

**②中部会場**

会場：高知県立高知城歴史博物館1階 実習室  
会期：毎月第1日曜（全10回）  
登録者：10名

**③西部会場**

会場：四万十市中央公民館（四万十市）

会期：毎月第4日曜（全10回）

登録者：11名

養成講座題目一覧

	題目	内容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料梱包技術
3	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
4	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など資料取扱の基礎
5	公開（展示）	資料キャプションの作成方法と展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書の読み方の基礎と応用

**(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当**

県内の「文化」に関係する団体・個人約70機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。また、令和元年10月に開催された、『志・とさ学びの日』関連イベント「こうちマナビバ触れ合いパーク～五感で楽しむ文化とカツオ～」（主催：こうちミュージアムネットワーク／共催：高知県教育委員会、高知カツオ県民会議）の開催にあたっては、その連絡調整事務を担当した。



イベント風景

## 資料 1

### 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

#### ○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年7月17日条例第51号)

#### 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (設置)

**第1条** 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

**第2条** 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

**第3条** 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第4条** 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めるときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

**第5条** 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。  
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

**第6条** 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

**第7条** 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

**第8条** 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定

管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第9条** 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

**第11条** 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用者(営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。)は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の收受)

**第12条** 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

**第13条** 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるとき(計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき)は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

**第14条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第15条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

**第16条** 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料(1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

（旅行者等の取扱いによる観覧）

**第17条** 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

(2) 知事が別に定める者  
（損害賠償義務）

**第18条** 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

**第19条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務

(2) 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務  
（指定管理者の指定の申請）

**第20条** 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類  
（指定管理者の指定等）

**第21条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。

(5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

**第22条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次

に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

**第23条** 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第24条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

**第25条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

**第26条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

**第27条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間

が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

**第28条** この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条（第3号に係る部分を除く。）、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額	
	1人1回につき	1人年額
	常設展	常設展 企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円	1,820円

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第13条、第16条関係）

- 1 ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金 (1時間につき)
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

## 2 特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
特別展示室	30,840円	3,420円

### 備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

## 3 附属設備に係る基準額

### 規則で定める額

#### 別表第3（第13条、第16条関係）

- 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積 1平方メートル	140円	16円

### 備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの

基準額を含むものとする。

- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

## 2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの

基準額	区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
	業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
	業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,720円
	博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積1平方メートル	1日につき 20円
	資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

### 備考

- 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

## 資料 2

### 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

#### ○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号)

改正 平成28年11月29日規則第78号

#### 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

**第2条** 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

**第3条** 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

**第4条** 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

**第5条** 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

**第6条** 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

**第7条** 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等

変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

**第8条** 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

**第10条** 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

**第11条** 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等

の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

**第12条** 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

**第13条** 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

**第14条** 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の額)

**第15条** 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

**第16条** 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免

除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の還付の請求等)

**第17条** 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又

は使用料の額に相当する額

(2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までであった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(入館の制限)

**第18条** 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者

(2) 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

(管理上の立入り)

**第19条** 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

(設備の制限)

**第20条** 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(原状回復義務)

**第21条** 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(汚損等の届出)

**第22条** 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(寄贈又は寄託)

**第23条** 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈(寄託)申込書を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

**第24条** 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(雑則)

**第25条** この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

### 附 則 (平成28年11月29日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

別表 (第14条関係)

附属設備名	単位	基準額				時間外 利用料金 (1時間 につき)
		基本利用料金				
		午前	午後	夜間		
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円	
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円	
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円	
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円	
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円	
演台	1台	210円	350円	350円	70円	
花台	1台	150円	250円	250円	50円	
PAセット (アンプ1台、 スピーカー 2台、ダイ ナミックマ イク1本、ワ イヤレスマ イク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円	

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端

数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。

4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

別記第1号様式（第2条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第2号様式（第3条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第3号様式（第4条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第4号様式（第5条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第5号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第6号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第7号様式（第8条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第8号様式（第9条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第9号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第10号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第11号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第12号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第13号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第14号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第15号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第16号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第17号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第18号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第19号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第20号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第21号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第22号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第23号様式（第23条関係）

資料等寄贈（寄託）申込書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第24号様式（第23条関係）

資料等受領書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第25号様式（第24条関係）

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報  
第4号  
令和元年度

発行日	令和2(2020)年11月6日
編集・発行	公益財団法人土佐山内記念財団 〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号 TEL 088-871-1600 FAX 088-871-1619 <a href="https://www.kochi-juhaku.jp/">https://www.kochi-juhaku.jp/</a>
印刷	川北印刷株式会社

